

令和 7 年第 1 回

各務原市議会定例会議案

令和 7 年 3 月 6 日

目次

議第 1 号	令和 7 年度各務原市一般会計予算	別冊
議第 2 号	令和 7 年度各務原市国民健康保険事業特別会計予算	別冊
議第 3 号	令和 7 年度各務原市介護保険事業特別会計予算	別冊
議第 4 号	令和 7 年度各務原市後期高齢者医療事業特別会計予算	別冊
議第 5 号	令和 7 年度各務原市水道事業会計予算	別冊
議第 6 号	令和 7 年度各務原市下水道事業会計予算	別冊
議第 7 号	令和 6 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 3 号）	別冊
議第 8 号	令和 6 年度各務原市一般会計補正予算（第 1 4 号）	別冊
議第 9 号	令和 6 年度各務原市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）	別冊
議第 1 0 号	各務原市職員等の旅費に関する条例について	1 頁
議第 1 1 号	各務原市職員定数条例の一部を改正する条例について	1 4 頁
議第 1 2 号	各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	1 6 頁
議第 1 3 号	各務原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について	1 8 頁
議第 1 4 号	各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について	4 1 頁
議第 1 5 号	各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について	4 3 頁
議第 1 6 号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	4 6 頁
議第 1 7 号	各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について	4 8 頁
議第 1 8 号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について	5 0 頁
議第 1 9 号	各務原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について	5 3 頁
議第 2 0 号	各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について	5 5 頁
議第 2 1 号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	5 7 頁

議第 2 2 号	各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について	5 9 頁
議第 2 3 号	各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について	6 1 頁
議第 2 4 号	各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6 3 頁
議第 2 5 号	各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6 5 頁
議第 2 6 号	各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6 8 頁
議第 2 7 号	各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について	7 1 頁
議第 2 8 号	各務原市手数料条例の一部を改正する条例について	7 3 頁
議第 2 9 号	各務原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について	1 1 8 頁
議第 3 0 号	各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について	1 2 0 頁
議第 3 1 号	各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について	1 2 2 頁
議第 3 2 号	工事請負契約の変更について（大塚山緑地法面对策工事）	1 2 4 頁
議第 3 3 号	財産の取得について（小中学校校務用パソコン等）	1 2 5 頁
議第 3 4 号	損害賠償の額を定めることについて	1 2 6 頁
議第 3 5 号	市道路線の認定について（市道鵜 1 4 3 2 号線ほか 1 路線）	1 2 7 頁
議第 3 6 号	市道路線の認定について（市道那 1 1 6 1 号線ほか 4 路線）	1 3 0 頁
議第 3 7 号	各務原市副市長の選任について	1 3 2 頁
議第 3 8 号	各務原市監査委員の選任について	1 3 4 頁
議第 3 9 号	各務原市公平委員会委員の選任について	1 3 6 頁
議第 4 0 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 3 8 頁
議第 4 1 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 4 0 頁
議第 4 2 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 4 2 頁
議第 4 3 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 4 4 頁
議第 4 4 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 4 6 頁

議第 4 5 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 4 8 頁
議第 4 6 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 5 0 頁
議第 4 7 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 5 2 頁
議第 4 8 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 5 4 頁
議第 4 9 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 5 6 頁
議第 5 0 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 5 8 頁
議第 5 1 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 6 0 頁
議第 5 2 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 6 2 頁
議第 5 3 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 6 4 頁
議第 5 4 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 6 6 頁
議第 5 5 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 6 8 頁
議第 5 6 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 7 0 頁
議第 5 7 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 7 2 頁
議第 5 8 号	各務原市農業委員会委員の任命について	1 7 4 頁
議第 5 9 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 7 6 頁
議第 6 0 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 7 8 頁
議第 6 1 号	人権擁護委員候補者の推薦について	1 8 0 頁

議第 10 号

各務原市職員等の旅費に関する条例について

各務原市職員等の旅費に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

職員の旅費の支給基準等を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員等の旅費に関する条例

各務原市職員等の旅費に関する条例(昭和40年条例第12号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 内国旅行の旅費の種目及び内容

第1節 通則（第8条）

第2節 交通費（第9条—第12条）

第3節 宿泊費等（第13条—第15条）

第4節 転居費等（第16条—第18条）

第3章 外国旅行の旅費（第19条）

第4章 雑則（第20条—第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、公務のため旅行する職員等に対し支給する旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）職員 各務原市常勤の特別職職員の給与に関する条例（昭和38年条例第27号）若しくは各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）の適用を受ける職員又は各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年条例第6号）の適用を受ける職員のうち地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第2号に掲げる職員をいう。
- （2）出張 職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所若しくは居所を離れて旅行することをいう。
- （3）赴任 新たに採用された職員がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧

在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

(4) 帰住 職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

(5) 遺族 職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次号において同じ。） 、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

(6) 家族 職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。） その他の市の規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。） であって、市と旅行役務提供契約（旅行者等が市に対して旅行に係る役務その他の市の規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第8項において同じ。） を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

(1) 職員が出張又は赴任のための旅行中に退職、免職、失職又は休職（以下「退職等」という。） となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。） には、当該職員

(2) 職員が出張又は赴任のための旅行中に死亡した場合には、当該職員の遺族

(3) 職員が死亡した場合において、当該職員の遺族がその死亡の日の翌日から3月以内にその居住地を出発して帰住したときは、当該遺族

3 職員が前項第1号の規定に該当する場合において、地方公務員法第16条各号若しくは第29条第1項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

4 職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため証人等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

5 第1項、第2項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、法令又は他の条例に

特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

- 6 第1項、第2項及び前2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第3項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。同項及び同条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他市の規則で定める場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で市の規則で定めるものを旅費として支給することができる。
- 7 第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他市の規則で定める事情により概算払を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で市の規則で定める金額を旅費として支給することができる。
- 8 第1項、第2項及び第4項から第6項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第4条 旅行は、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下この条及び次条において「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

- 2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。
- 3 旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第1項若しくは第2項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。
- 4 旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令書又は旅行依頼書（以下この条において「旅行命令書等」という。）に当該旅行に関する事項の記載又は記録をし、これを当該旅行者に通知してしなければならない。ただし、旅行命令書等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。
- 5 前項ただし書の規定により旅行命令書等に記載又は記録をしなかった場合には、

できるだけ速やかに旅行命令書等に当該旅行に関する事項の記載又は記録をしなければならない。

(旅行命令等に従わない旅行)

第5条 旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第3項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下この条において同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

2 旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

3 旅行者が、前2項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

(旅費の計算)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次章に定める種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅費の請求手続)

第7条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第4項において同じ。）を含む。）に必要な資料を添えて、これを市長に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうちその資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

- 2 概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後速やかに、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。
- 3 市長は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、速やかに当該過払金を返納させなければならない。
- 4 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）をもって提出することができる。

第2章 内国旅行の旅費の種目及び内容

第1節 通則

（内国旅行の旅費の種目）

第8条 内国旅行（本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。第19条において同じ。）における旅行をいう。）の旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費及び家族移転費とし、これらの内容については、この章の定めるところによる。

第2節 交通費

（鉄道賃）

第9条 鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道、軌道法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第6号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

- （1）運賃
- （2）急行料金
- （3）寝台料金
- （4）座席指定料金
- （5）特別車両料金（市長及び副市長（以下「市長等」という。）に限る。）
- （6）前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(船賃)

第10条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶その他市の規則で定めるものをいう。次項及び第12条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 特別船室料金（市長等に限る。）

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動する場合には、最下級（市長等が移動する場合には、最上級）の運賃の額とする。

(航空賃)

第11条 航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機その他市の規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 座席指定料金

(3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第12条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

(1) 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに掲げる一般乗合旅

客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃

（２）道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

（３）前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第８０条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車の賃料その他の移動に直接要する費用

（４）前３号に掲げる費用に付随する費用

第３節 宿泊費等

（宿泊費）

第１３条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号。第１５条において「省令」という。）別表第２の１の表に定める職務の級が１０級以下の者（市長等にあつては、同表に定める指定職職員等）に係る宿泊費基準額との権衡を考慮して市の規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として市の規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第１４条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る前節の規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第１５条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、省令別表第３の１の表に定める額との権衡を考慮して市の規則で定める１夜当たりの定額とする。

第４節 転居費等

（転居費）

第１６条 転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第１８条第１項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して市の規則で定める方法により算定される額とする。

(着後滞在費)

第17条 着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、5夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

(家族移転費)

第18条 家族移転費は、赴任に伴う家族の移転に要する費用とし、その額は、次に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この号及び次号において同じ。）を職員の新居住地に移転する場合には、家族1人ごとに、職員がその移転をするものとして算定した交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

(2) 前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から1年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

2 旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第2号に規定する期間を延長することができる。

第3章 外国旅行の旅費

第19条 外国旅行（本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下この条において同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。以下この条において同じ。）の旅費については、国家公務員の外国旅行の旅費の例に準じて市長が定めるものとする。

第4章 雑則

(退職者等の旅費)

第20条 第3条第2項第1号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

2 前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

3 旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項に規定す

る期間を延長することができる。

（遺族の旅費）

第 2 1 条 第 3 条第 2 項第 2 号又は第 3 号の規定により支給する旅費は、出張又は赴任の例に準じて市の規則で定めるものとする。

（証人等の旅費）

第 2 2 条 第 3 条第 4 項又は第 5 項の規定により支給する旅費は、法令又は他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、市長が定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第 2 3 条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第 9 条第 1 項各号、第 1 0 条第 1 項各号、第 1 1 条第 1 項各号及び第 1 2 条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第 6 条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）

及び家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）に係る旅費の支給額は、当該各種目について第 6 条並びに第 1 3 条、第 1 4 条、第 1 6 条、第 1 7 条及び第 1 8 条第 1 項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第 2 4 条 旅行命令権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例又は旅費に関する法令若しくは他の条例の規定による旅費を支給した場合には不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

2 旅行命令権者は、旅行者がこの条例又は旅費に関する法令若しくは他の条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長に協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第 2 5 条 旅行命令権者は、職員について労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）第

1 5条第3項又は第64条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同項若しくは同条の規定による旅費に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

2 公務上の必要により市長等に随行して旅行する職員の旅費について、この条例又は旅費に関する法令若しくは他の条例の規定による旅費により難しい場合におけるその支給額その他の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

(旅費の返納)

第26条 市長は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の各務原市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に改正前の各務原市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第4条第1項に規定する命令者が同項に規定する旅行命令等を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に同項に規定する命令者が同項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、

なお従前の例による。

- 4 新条例第3条第6項及び第7項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項、第4項及び第5項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

(委任)

- 5 前3項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市の規則で定める。

(各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 6 各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

別表費用弁償の欄中「各務原市職員等の旅費に関する条例（昭和40年条例第12号）」を「各務原市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）」に、「8級の職務にある者」を「一般職の職員」に改める。

(各務原市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例及び各務原市固定資産評価審査委員会条例の一部改正)

- 7 次に掲げる条例の規定中「各務原市職員等の旅費に関する条例（昭和40年条例第12号）」を「各務原市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）」に改める。

(1) 各務原市教育長の給与その他の勤務条件に関する条例（昭和38年条例第28号）第3条

(2) 各務原市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年条例第29号）第13条
(各務原市消防団条例の一部改正)

- 8 各務原市消防団条例（昭和38年条例第46号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「団長及び副団長にあっては各務原市職員等の旅費に関する条例（昭和40年条例第12号）に規定する8級の職務にある者の旅費額に相当する額を、その他の団員にあっては同条例に規定する5級の職務にある者」を「各務原市職員等の旅費に関する条例（令和7年条例第 号）に規定する一般職の職員」に改める。

(各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

- 9 各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように

改正する。

第 17 条第 2 項中「各務原市職員等の旅費に関する条例（昭和 40 年条例第 12 号）」を「各務原市職員等の旅費に関する条例（令和 7 年条例第 号）」に改め、同項後段を削る。

議第 1 1 号

各務原市職員定数条例の一部を改正する条例について

各務原市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

職員の定数を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市職員定数条例の一部を改正する条例

各務原市職員定数条例（昭和３８年条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項の表市長の事務部局の項中「５９７人」を「６２５人」に改め、同表教育委員会の事務部局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の項中「１１８人」を「１２１人」に改め、同表消防機関の項中「１９０人」を「２０６人」に改め、同表水道事業及び下水道事業の事務部局の項中「５５人」を「６０人」に改め、同表合計の項中「９８０人」を「１，０３２人」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 1 2 号

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

同日選挙に係る報酬の重複支給の禁止規定を定めるため、この条例を定めようとする。

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年条例第26号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 選挙長、投票管理者、開票管理者、投票立会人又は指定病院等における不在者投票の外部立会人が、当該選挙又は投票と同じ日に行われるべき他の選挙又は投票におけるその職を兼ねるとき（選挙長にあつては、開票管理者を兼ねるときを含む。）は、その兼ねる特別職の職員として受けるべき報酬は支給しない。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の各務原市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後にその期日を公示され、若しくは告示される選挙又は告示される投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、若しくは告示された選挙又は告示された投票については、なお従前の例による。

議第 13 号

各務原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

各務原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

職員の給料表を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(各務原市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）の一部を次のように改正する。

第6条第7項中「55歳（市の規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市の規則で定めるもの）を超える」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 55歳（市の規則で定める職員にあっては、56歳以上の年齢で市の規則で定めるもの）を超える職員（次号に掲げる職員を除く。）
- (2) 行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「特定管理職員」という。）

第12条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「（扶養手当）」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「及び第3号から第6号まで」を「に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、前項第2号から第5号まで」に改め、「（以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）」を削り、「行政職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの（以下「特定管理職員」という。）」を「特定管理職員」に改め、「同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、市の規則で定める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条第1項第1号中「及び次項に」を「から第3項までに」に改め、同条第2項第1号中「以下この号に」を「次項に」に、「いう。）。」を「いう。）」に改め、同条ただし書を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第6項中「前2項」を「前各項」

に改め、同項を同条第7項とし、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第21条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間を考慮して市の規則で定める勤務にあっては、当該額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第23条の3第2項中「から第13条まで、第13条の3」を「、第12条」に改め、同条第3項中「第12条、第13条」を「第12条」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表（1）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300	458,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200	463,800
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100	468,800
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900	473,500
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700	477,500
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500	481,000
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300	484,000
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100	486,500
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700	488,500
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200	
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700	
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200	
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700	
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000	
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300	
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500	
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700	
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000	
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300	
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500	
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700	
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500	
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300	
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100	
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700	
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300	
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900	
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500	
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200	
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000	
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400	
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100	
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600	
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000	
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400	
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800	
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200	
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600	
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000	
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300	

41	238, 200	273, 000	311, 700	360, 000	378, 700	407, 300	449, 600
42	239, 100	273, 800	313, 000	360, 800	379, 500	407, 500	450, 000
43	239, 900	274, 600	314, 300	361, 800	380, 300	407, 800	450, 300
44	240, 700	275, 300	315, 400	362, 800	381, 000	408, 100	450, 600
45	241, 400	276, 000	316, 300	363, 700	381, 700	408, 400	450, 900
46	242, 000	276, 700	317, 600	364, 800	382, 400	408, 700	
47	242, 600	277, 400	318, 900	365, 700	383, 100	409, 000	
48	243, 200	278, 100	320, 200	366, 700	383, 800	409, 300	
49	243, 800	278, 800	321, 400	367, 600	384, 300	409, 500	
50	244, 400	279, 500	322, 700	368, 300	384, 900	409, 800	
51	245, 000	280, 200	323, 900	369, 000	385, 500	410, 100	
52	245, 500	280, 900	325, 100	369, 600	386, 200	410, 400	
53	246, 000	281, 500	326, 400	370, 000	386, 600	410, 600	
54	246, 400	282, 200	327, 500	370, 600	387, 200	410, 900	
55	246, 700	282, 800	328, 600	371, 300	387, 800	411, 200	
56	247, 000	283, 500	329, 700	372, 000	388, 300	411, 500	
57	247, 300	284, 100	330, 400	372, 300	388, 700	411, 700	
58	247, 600	284, 800	331, 300	373, 000	389, 300	412, 000	
59	247, 900	285, 400	332, 000	373, 700	389, 900	412, 300	
60	248, 200	286, 100	332, 800	374, 300	390, 400	412, 500	
61	248, 500	286, 700	333, 600	374, 600	390, 800	412, 700	
62	248, 800	287, 400	334, 000	375, 100	391, 300	413, 000	
63	249, 100	288, 000	334, 600	375, 700	391, 800	413, 300	
64	249, 400	288, 500	335, 300	376, 300	392, 400	413, 500	
65	249, 700	289, 000	336, 100	376, 600	392, 700	413, 700	
66	250, 000	289, 600	336, 800	377, 200	393, 100	414, 000	
67	250, 300	290, 100	337, 500	377, 900	393, 500	414, 300	
68	250, 600	290, 700	338, 100	378, 500	393, 900	414, 500	
69	250, 900	291, 200	338, 600	378, 900	394, 200	414, 700	
70	251, 200	291, 700	339, 200	379, 400	394, 500	415, 000	
71	251, 500	292, 300	339, 700	380, 000	394, 800	415, 300	
72	251, 800	292, 900	340, 300	380, 500	395, 000	415, 500	
73	252, 100	293, 400	340, 600	381, 000	395, 200	415, 700	
74	252, 400	293, 900	341, 100	381, 600	395, 500		
75	252, 700	294, 300	341, 500	382, 100	395, 800		
76	253, 000	294, 600	341, 900	382, 400	396, 000		
77	253, 300	294, 800	342, 300	382, 800	396, 200		
78	253, 600	295, 100	342, 800	383, 300	396, 500		
79	253, 900	295, 300	343, 300	383, 700	396, 800		
80	254, 200	295, 600	343, 800	384, 100	397, 000		
81	254, 500	295, 800	344, 100	384, 500	397, 200		
82	254, 800	296, 000	344, 500	385, 000	397, 500		
83	255, 100	296, 300	344, 900	385, 400	397, 800		
84	255, 400	296, 500	345, 300	385, 800	398, 000		

	85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200			
	86	256,000	297,100	346,000					
	87	256,300	297,400	346,400					
	88	256,600	297,700	346,800					
	89	256,900	298,000	347,000					
	90	257,200	298,300	347,400					
	91	257,500	298,600	347,800					
	92	257,800	299,000	348,200					
	93	258,100	299,200	348,400					
	94		299,400	348,800					
	95		299,700	349,200					
	96		300,100	349,500					
	97		300,300	349,800					
	98		300,600	350,200					
	99		301,000	350,600					
	100		301,400	351,000					
	101		301,600	351,500					
	102		301,900	351,900					
	103		302,200	352,300					
	104		302,500	352,700					
	105		302,700	353,200					
	106		303,000	353,600					
	107		303,300	353,900					
	108		303,600	354,200					
	109		303,800	354,700					
	110		304,200						
	111		304,600						
	112		304,900						
	113		305,100						
	114		305,300						
	115		305,600						
	116		306,000						
	117		306,200						
	118		306,400						
	119		306,700						
	120		307,000						
	121		307,400						
	122		307,600						
	123		307,900						
	124		308,200						
	125		308,500						
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700	396,200

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

行政職給料表（2）

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員		円	円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400	308,100
	2	187,400	228,500	248,700	281,100	309,500
	3	189,100	229,300	249,700	281,800	310,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500	312,000
	5	192,500	230,800	251,700	283,100	313,000
	6	194,200	231,600	252,900	283,700	314,200
	7	195,800	232,400	254,000	284,300	315,400
	8	197,400	233,200	255,000	284,900	316,500
	9	199,000	234,000	256,100	285,500	317,600
	10	200,500	234,700	257,100	286,100	318,700
	11	202,000	235,400	258,000	286,700	319,800
	12	203,500	236,100	258,500	287,200	320,900
	13	205,000	236,800	259,100	287,700	321,900
	14	206,500	237,400	259,500	288,200	323,000
	15	208,000	238,000	259,900	288,700	324,100
	16	209,500	238,600	260,400	289,100	325,200
	17	211,000	239,200	260,900	289,500	326,200
	18	212,400	239,800	261,400	289,900	327,300
	19	213,800	240,400	261,900	290,300	328,400
	20	215,200	240,900	262,500	290,700	329,400
	21	216,600	241,400	263,300	291,100	330,400
	22	217,700	241,900	263,900	291,500	331,400
	23	218,800	242,400	264,500	291,900	332,400
	24	219,900	242,900	265,300	292,300	333,400
	25	220,900	243,400	266,100	292,700	334,400
	26	221,800	243,900	266,800	293,100	335,300
	27	222,700	244,300	267,400	293,500	336,400
	28	223,600	244,800	268,200	293,900	337,400
	29	224,500	245,400	269,000	294,300	338,400
	30	225,300	245,900	269,700	294,800	339,400
	31	226,100	246,400	270,400	295,300	340,400
	32	226,900	246,800	271,100	295,800	341,300
	33	227,700	247,200	271,800	296,300	342,200
	34	228,400	247,700	272,500	296,800	343,100
	35	229,100	248,200	273,200	297,300	344,000
	36	229,800	248,600	273,900	297,800	344,900
	37	230,500	249,000	274,600	298,300	345,800
	38	231,100	249,500	275,300	299,000	346,800
	39	231,700	250,000	275,900	299,600	347,800

40	232, 300	250, 400	276, 500	300, 300	348, 700
41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900	349, 600
42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500	350, 500
43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100	351, 400
44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600	352, 200
45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100	353, 000
46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700	353, 800
47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300	354, 600
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900	355, 300
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500	356, 000
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200	356, 800
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900	357, 600
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600	358, 200
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200	358, 900
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900	359, 500
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600	360, 200
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200	360, 900
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800	361, 500
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500	362, 000
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200	362, 500
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800	363, 000
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300	363, 400
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800	
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400	
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000	
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600	
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000	
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500	
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000	
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300	
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800	
71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300	
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700	
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900	
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200	
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400	
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700	
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000	
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300	
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600	
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800	
81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000	
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300	
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600	
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800	

85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100
98	249, 200	268, 400	303, 700	
99	249, 500	268, 600	304, 000	
100	249, 700	268, 900	304, 300	
101	249, 900	269, 100	304, 600	
102	250, 200	269, 300	305, 000	
103	250, 500	269, 600	305, 300	
104	250, 700	269, 900	305, 700	
105	250, 900	270, 100	306, 000	
106		270, 300	306, 400	
107		270, 600	306, 800	
108		270, 800	307, 100	
109		271, 100	307, 300	
110		271, 400	307, 600	
111		271, 700	307, 900	
112		271, 900	308, 100	
113		272, 100	308, 300	
114		272, 400	308, 600	
115		272, 600	308, 900	
116		272, 800	309, 100	
117		273, 100	309, 300	
118		273, 400	309, 600	
119		273, 700	309, 900	
120		273, 900	310, 100	
121		274, 100	310, 300	
122		274, 300	310, 600	
123		274, 600	310, 900	
124		274, 900	311, 100	
125		275, 100	311, 300	
126		275, 300	311, 600	
127		275, 600	311, 900	
128		275, 900	312, 100	

	129		276, 100	312, 300		
	130		276, 300			
	131		276, 600			
	132		276, 900			
	133		277, 100			
	134		277, 300			
	135		277, 600			
	136		277, 900			
	137		278, 100			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円	基 準 給料月額 円
		197, 900	209, 000	227, 500	248, 600	279, 800

備考 この表は、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に適用する。

(各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 各務原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成18年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「、第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「から第13条」を「から第12条」に、「、第18条及び第23条」を「及び第18条」に改め、同条第2項中「及び第22条第2項」を「、第22条第2項及び第23条第2項第1号」に、「100分の172.5」を「100分の95」と、給与条例第23条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

第10条第1項中「から第13条まで」を「、第12条」に改める。

(各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第3条 各務原市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和元年条例第6号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「第14条第5項」を「第14条第6項」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）
行政職給料表（2）

職務の級	1 級	2 級
号給	給料月額	給料月額
	円	円
1	185,700	227,700
2	187,400	228,500
3	189,100	229,300
4	190,800	230,100
5	192,500	230,800
6	194,200	231,600
7	195,800	232,400
8	197,400	233,200
9	199,000	234,000
10	200,500	234,700
11	202,000	235,400
12	203,500	236,100
13	205,000	236,800
14	206,500	237,400
15	208,000	238,000
16	209,500	238,600
17	211,000	239,200
18	212,400	239,800
19	213,800	240,400
20	215,200	240,900
21	216,600	241,400
22	217,700	241,900
23	218,800	242,400
24	219,900	242,900
25	220,900	243,400
26	221,800	243,900
27	222,700	244,300
28	223,600	244,800
29	224,500	245,400
30	225,300	245,900
31	226,100	246,400
32	226,900	246,800
33	227,700	247,200
34	228,400	247,700
35	229,100	248,200
36	229,800	248,600
37	230,500	249,000
38	231,100	249,500
39	231,700	250,000
40	232,300	250,400

41	233, 000	250, 800
42	233, 500	251, 300
43	234, 000	251, 800
44	234, 500	252, 200
45	235, 000	252, 600
46	235, 400	253, 000
47	235, 800	253, 400
48	236, 200	253, 800
49	236, 600	254, 200
50	236, 900	254, 600
51	237, 200	255, 000
52	237, 500	255, 400
53	237, 800	255, 800
54	238, 100	256, 200
55	238, 400	256, 600
56	238, 700	257, 000
57	238, 900	257, 300
58	239, 200	257, 700
59	239, 500	258, 100
60	239, 700	258, 400
61	239, 900	258, 700
62	240, 200	259, 100
63	240, 500	259, 500
64	240, 700	259, 800
65	240, 900	260, 100
66	241, 200	260, 400
67	241, 500	260, 700
68	241, 700	260, 900
69	241, 900	261, 100
70	242, 200	261, 400
71	242, 500	261, 700
72	242, 700	261, 900
73	242, 900	262, 100
74	243, 200	262, 400
75	243, 500	262, 700
76	243, 700	262, 900
77	243, 900	263, 100
78	244, 200	263, 400
79	244, 500	263, 700
80	244, 700	263, 900
81	244, 900	264, 100
82	245, 200	264, 400
83	245, 400	264, 700
84	245, 700	264, 900

85	245, 900	265, 100
86	246, 100	265, 300
87	246, 400	265, 600
88	246, 700	265, 900
89	246, 900	266, 100
90	247, 200	266, 300
91	247, 500	266, 600
92	247, 700	266, 800
93	247, 900	267, 100
94	248, 200	267, 400
95	248, 500	267, 700
96	248, 700	267, 900
97	248, 900	268, 100
98	249, 200	268, 400
99	249, 500	268, 600
100	249, 700	268, 900
101	249, 900	269, 100
102	250, 200	269, 300
103	250, 500	269, 600
104	250, 700	269, 900
105	250, 900	270, 100
106		270, 300
107		270, 600
108		270, 800
109		271, 100
110		271, 400
111		271, 700
112		271, 900
113		272, 100
114		272, 400
115		272, 600
116		272, 800
117		273, 100
118		273, 400
119		273, 700
120		273, 900
121		274, 100
122		274, 300
123		274, 600
124		274, 900
125		275, 100
126		275, 300
127		275, 600
128		275, 900

129		276, 100
130		276, 300
131		276, 600
132		276, 900
133		277, 100
134		277, 300
135		277, 600
136		277, 900
137		278, 100

備考 この表は、フルタイム会計年度任用職員のうち法第57条に規定する単純な
 労務に雇用される職員に適用する。

(各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第4条 各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第14条第7項中「から第13条まで、第13条の3」を「、第12条」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において各務原市職員の給与に関する条例（附則第4条において「給与条例」という。）別表第1又は別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における第1条の規定による改正後の給与条例第12条の規定の適用については、同条第1項中「支給する」とあるのは「支給する。ただし、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、特定管理職員に対しては、支給しない」と、同条第2項中「(5)重度心身障害者」とあるのは

「(5)重度心身障害者

(6)配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とす

る」とする。

(委任)

第5条 前3条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

附則別表（附則第2条関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表（1）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級					
	3級	4級	5級	6級	7級	8級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	

49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	
52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90					
95	91					
96	92					
97	93					
98	94					
99	95					
100	96					
101	97					
102	98					

103	99					
104	100					
105	101					
106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					

イ 行政職給料表（２）の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級			
	１級	３級	４級	５級
１	１	１	１	１
２	１	１	１	１
３	１	１	１	１
４	１	１	１	１
５	１	１	１	１
６	１	２	２	１
７	１	３	３	１
８	１	４	４	１
９	１	５	５	１
１０	１	６	６	２
１１	１	７	７	３
１２	１	８	８	４
１３	１	９	９	５
１４	１	１０	１０	６
１５	１	１１	１１	７
１６	１	１２	１２	８
１７	１	１３	１３	９
１８	２	１４	１４	１０
１９	３	１５	１５	１１
２０	４	１６	１６	１２
２１	５	１７	１７	１３
２２	６	１８	１８	１４
２３	７	１９	１９	１５
２４	８	２０	２０	１６
２５	９	２１	２１	１７
２６	１０	２２	２２	１８
２７	１１	２３	２３	１９
２８	１２	２４	２４	２０
２９	１３	２５	２５	２１
３０	１４	２６	２６	２２
３１	１５	２７	２７	２３
３２	１６	２８	２８	２４
３３	１７	２９	２９	２５
３４	１８	３０	３０	２６
３５	１９	３１	３１	２７
３６	２０	３２	３２	２８
３７	２１	３３	３３	２９
３８	２２	３４	３４	３０
３９	２３	３５	３５	３１
４０	２４	３６	３６	３２
４１	２５	３７	３７	３３
４２	２６	３８	３８	３４
４３	２７	３９	３９	３５
４４	２８	４０	４０	３６
４５	２９	４１	４１	３７
４６	３０	４２	４２	３８
４７	３１	４３	４３	３９
４８	３２	４４	４４	４０
４９	３３	４５	４５	４１
５０	３４	４６	４６	４２

51	35	47	47	43
52	36	48	48	44
53	37	49	49	45
54	38	50	50	46
55	39	51	51	47
56	40	52	52	48
57	41	53	53	49
58	42	54	54	50
59	43	55	55	51
60	44	56	56	52
61	45	57	57	53
62	46	58	58	54
63	47	59	59	55
64	48	60	60	56
65	49	61	61	57
66	50	62	62	58
67	51	63	63	59
68	52	64	64	60
69	53	65	65	61
70	54	66	66	
71	55	67	67	
72	56	68	68	
73	57	69	69	
74	58	70	70	
75	59	71	71	
76	60	72	72	
77	61	73	73	
78	62	74	74	
79	63	75	75	
80	64	76	76	
81	65	77	77	
82	66	78	78	
83	67	79	79	
84	68	80	80	
85	69	81	81	
86	70	82	82	
87	71	83	83	
88	72	84	84	
89	73	85	85	
90	74	86	86	
91	75	87	87	
92	76	88	88	
93	77	89	89	
94	78	90	90	
95	79	91	91	
96	80	92	92	
97	81	93	93	
98	82	94	94	
99	83	95	95	
100	84	96	96	
101	85	97	97	
102	86	98		
103	87	99		
104	88	100		

105	89	101		
106	90	102		
107	91	103		
108	92	104		
109	93	105		
110	94	106		
111	95	107		
112	96	108		
113	97	109		
114	98	110		
115	99	111		
116	100	112		
117	101	113		
118	102	114		
119	103	115		
120	104	116		
121	105	117		
122		118		
123		119		
124		120		
125		121		
126		122		
127		123		
128		124		
129		125		
130		126		
131		127		
132		128		
133		129		

議第 1 4 号

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第５号）の一部を次のように改正する。

第１９条第３項中「第６１条第３２項において読み替えて準用する同条第２９項」を「第６１条の２第２０項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 15 号

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

早出遅出勤務の請求ができる職員の範囲を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

各務原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「職員が、市の規則で定めるところにより、その」を削り、「を養育する」を「のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育する」に改め、同項第1号中「のある職員」を削り、同項第2号中「のある職員であって、市の規則で定めるもの」を削り、同条第2項中「職員が、市の規則で定めるところにより、その」を削り、「を養育」を「のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育する」に、「介護」を「介護する」に改める。

第8条の3第2項中「3歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改め、同条第4項中「養育」とあり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「を「養育する」とあり、及び前2項中」に、「養育」とあるのは」を「養育する」とあるのは」に、「介護」を「介護する」に改める。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第18条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

第18条の次に次の2条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員等に対する意向確認等）

第18条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第18条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

(2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後の日を早出遅出勤務開始日とする改正後の第8条の2第1項の規定による請求（同項第2号に掲げる子（改正前の第8条の2第1項第2号に掲げる職員の子を除く。）を養育するために行うものに限る。）又は施行日以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、市の規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

議第 16 号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

男女共同参画推進事業補助金審査会を設置するため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1市長の部各務原市ものづくりビジネスマッチング支援事業補助金審査会の
項の次に次のように加える。

各務原市 男女共同 参画推進 事業補助 金審査会	男女共同参画推進事業 補助金の補助事業の採 択について審査するこ と。	5人	(1)男女共同参画の推進に 関し優れた識見を有す る者 (2)市の職員	1年
--------------------------------------	--	----	--	----

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 17 号

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

各務原市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「第２条第８項」を「第２条第９項」に改め、同条第３号中「第２条第１２項」を「第２条第１３項」に改め、同条第４号中「第２条第１４項」を「第２条第１５項」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 18 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(各務原市消防団条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

- (1) 各務原市消防団条例（昭和38年条例第46号）第4条
- (2) 各務原市職員の給与に関する条例（昭和38年条例第70号）第22条の2第3号及び第4号並びに第22条の3第1項第1号及び第5項第1号
- (3) 各務原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和39年条例第32号）第6条第1号

(各務原市個人情報の保護に関する法律施行条例の一部改正)

第2条 各務原市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第3条第5項及び第6項中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰に関しては、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）

（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

4 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定

の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（各務原市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- 5 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和4年法律第68号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第1条（第2号に係る部分に限る。）の規定による改正後の各務原市職員の給与に関する条例第22条の3第1項（第1号に係る部分に限る。）及び第5項（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議第 19 号

各務原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

各務原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

退職報償金の支給額を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

各務原市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 39 年条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	5年以上 10年未満	10年以上 15年未満	15年以上 20年未満	20年以上 25年未満	25年以上 30年未満	30年以上 35年未満	35年以上
団長	239,000円	344,000円	459,000円	594,000円	779,000円	979,000円	1,079,000円
副団長	229,000円	329,000円	429,000円	534,000円	709,000円	909,000円	1,009,000円
分団長	219,000円	318,000円	413,000円	513,000円	659,000円	849,000円	949,000円
副分団長	214,000円	303,000円	388,000円	478,000円	624,000円	809,000円	909,000円
部長及び 班長	204,000円	283,000円	358,000円	438,000円	564,000円	734,000円	834,000円
団員	200,000円	264,000円	334,000円	409,000円	519,000円	689,000円	789,000円

附 則

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議第 20 号

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

各務原市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「9, 100円」を「9, 700円」に改め、同号ただし書中「1万4, 200円」を「1万4, 500円」に改め、同条第3項中「又は第3号から第6号までのいずれか」を削り、「217円」を「100円」に、「333円」を「383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円」に改め、同条第4項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 補償基礎額表（第5条関係）

階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円

附 則

- この条例は、令和7年4月1日から施行する。
- 改正後の第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた各務原市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償（以下この項において「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下この項において「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第 2 1 号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

地区計画都市計画税審議会を設置する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

第1条 各務原市附属機関設置条例（令和3年条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の部各務原市入札監視委員会の項の次に次のように加える。

各務原市 地区計画 都市計画 税審議会	市街化調整区域における住居系の地区計画を定めた際の区域内における都市計画税の賦課について必要な事項を調査審議すること。	6人	(1) 学識経験を有する者 (2) 税に関し優れた識見を有する者 (3) 不動産の調査、評価等に関し優れた識見を有する者 (4) その他市長が適当と認める者	委嘱の日 から調査 審議が終 了するま で
------------------------------	---	----	---	-----------------------------------

別表第1 市長の部各務原市アルゼンチンアリ防除対策協議会の項中

「
9人
」

を「
10人
」に改める。

第2条 各務原市附属機関設置条例の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の部各務原市地区計画都市計画税審議会の項を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

議第 2 2 号

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市国民健康保険条例の一部を改正する条例

各務原市国民健康保険条例（昭和38年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第13条の6の12中「24万円」を「26万円」に改める。

第19条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第19条の5第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の各務原市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 23 号

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例について

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

賦課期日後において第 1 号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の介護保険料額に係る端数の調整方法を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市介護保険条例の一部を改正する条例

各務原市介護保険条例（平成１２年条例第１２号）の一部を次のように改正する。

第６条第４項中「１００円未満」を「１０円未満」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第６条第４項の規定は、令和７年度以後の年度分の保険料について適用し、令和６年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 24 号

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２５年条例第９号）の一部を次のように改正する。

第１５１条第１３項中「、栄養士又は」を「、栄養士若しくは管理栄養士又は」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 25 号

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

特定地域型保育事業者の連携施設の確保に関する基準を改めるため、この条例を定めようとする。

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第28号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第2号中「次項及び第3項」を「第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、同条第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（同号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1）特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

（2）市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認め

るときは、前項第1号の規定を適用しないことができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次に掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 26 号

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例について

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

家庭的保育事業者等の連携施設の確保に関する基準等を改めるため、この条例を定
めようとする。

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例

各務原市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第29号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）
を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同
条中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、同条第3項各号列記以外の部分を次
のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力
を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものを
いう。

第6条第3項第1号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、
「第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内
保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小
規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを
満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に
改め、同項各号を次のように改める。

（1）家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲
げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及
び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための
措置が講じられていること。

（2）市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必
要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が
著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認める
ときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

（1）家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

（2）次に掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第4項中「10年」を「15年」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 27 号

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例について

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

学校適正規模・適正配置等検討委員会を設置する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市附属機関設置条例の一部を改正する条例

各務原市附属機関設置条例(令和3年条例第33号)の一部を次のように改正する。

別表第1教育委員会の部各務原市学校建替基本方針策定委員会の項を次のように改める。

各務原市 学校適正 規模・適 正配置等 検討委員 会	市立小学校及び中学校 の適正規模及び適正配 置等について調査審議 すること。	10人	(1)学識経験を有する者 (2)学校教育関係者 (3)地域団体その他の団体 の役員等 (4)その他教育委員会が適 当と認める者	委嘱の日 から調査 審議が終 了するま で
---	---	-----	--	-----------------------------------

別表第1教育委員会の部各務原市中学生海外派遣生徒選考委員会の項の次に次のよ
うに加える。

各務原市 史跡坊の 塚古墳保 存活用計 画策定委 員会	史跡坊の塚古墳保存活 用計画の策定について 必要な事項を調査審議 すること。	6人	(1)学識経験を有する者 (2)その他教育委員会が適 当と認める者	委嘱の日 から調査 審議が終 了するま で
--	---	----	---	-----------------------------------

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 28 号

各務原市手数料条例の一部を改正する条例について

各務原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

建築確認申請等手数料の額を改める等のため、この条例を定めようとする。

各務原市手数料条例の一部を改正する条例

各務原市手数料条例（平成１２年条例第３号）の一部を次のように改正する。

別表１６の項第１号額の欄中「５，０００円」を「７，０００円」に、「ときは９，０００円」を「ときは２万４，０００円」に、「１万４，０００円」を「５万６，０００円」に、「１万９，０００円」を「８万８，０００円」に、「３万４，０００円」を「１１万５，０００円」に、「４万８，０００円」を「１６万７，０００円」に、「１４万円」を「２３万８，０００円」に、「２４万円」を「３４万６，０００円」に、「４６万円」を「６１万３，０００円」に改め、「建築設備確認申請等手数料を」の次に「加算し、申請に係る計画が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項ただし書に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を行うことが比較的容易な特定建築行為である場合であって、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号イ又はロに掲げる基準に適合するかどうかの審査をするときは、次に掲げる区分に応じた額を」を加え、同欄に次のように加える。

ア 一戸建ての住宅

（ア）床面積の合計が２００平方メートル未満のもの １万４，０００円

（イ）床面積の合計が２００平方メートル以上のもの １万６，０００円

イ 共同住宅等

（ア）床面積の合計が３００平方メートル未満のもの ２万７，０００円

（イ）床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの
４万２，０００円

（ウ）床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの
６万６，０００円

（エ）床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの ８万６，０００円

別表１６の項第１号備考の欄を次のように改める。

1	左記の「床面積の合計」とは、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより算定した床面積の合計をいう。 ア 建築物を建築する場合（イに掲げる場
---	--

	合及び同一敷地内において移転する場合を除く。) 当該建築物に係る部分の床面積
イ	確認を受けた建築物の計画を変更して建築物を建築する場合(同一敷地内において移転する場合を除く。) 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1(床面積が増加する部分にあっては、当該増加する部分の床面積)
ウ	建築物の同一敷地内における移転をし、大規模な修繕若しくは模様替えをし、又は用途を変更する場合(エに掲げる場合を除く。) 当該移転、修繕、模様替え又は用途の変更に係る部分の床面積の2分の1
エ	確認を受けた建築物の計画の変更をして建築物の同一敷地内における移転をし、大規模な修繕若しくは模様替えをし、又は用途を変更する場合 当該計画の変更に係る部分の床面積の2分の1
2	左記の「共同住宅等」とは、共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。

別表16の項第2号額の欄中「9,000円」を「2万4,000円」に、「4,000円」を「1万円」に、「5,000円」を「1万円」に、「3,000円」を「7,

０００円」に改め、同項第３号額の欄中「８，０００円」を「１万８，０００円」に、「４，０００円」を「８，０００円」に改め、同項第４号事務の内容の欄中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改め、同号額の欄中「１万円」を「１万９，０００円」に、「１万２，０００円」を「２万４，０００円」に、「１万６，０００円」を「４万円」に、「２万２，０００円」を「５万７，０００円」に、「３万６，０００円」を「７万４，０００円」に、「５万円」を「１０万４，０００円」に、「１２万円」を「１８万３，０００円」に、「１９万円」を「２６万円」に、「３８万円」を「４８万１，０００円」に改め、同項第５号事務の内容の欄中「第１８条第１９項」を「第１８条第２８項」に改め、同号額の欄中「９，０００円」を「１万８，０００円」に、「１万１，０００円」を「２万３，０００円」に、「１万５，０００円」を「３万７，０００円」に、「２万円」を「５万３，０００円」に、「３万３，０００円」を「６万９，０００円」に、「４万５，０００円」を「９万１，０００円」に、「１０万円」を「１５万１，０００円」に、「１６万円」を「２１万４，０００円」に、「３３万円」を「４１万６，０００円」に改め、同項第６号事務の内容の欄中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改め、同号額の欄中「９，０００円」を「１万８，０００円」に、「１万１，０００円」を「２万３，０００円」に、「１万５，０００円」を「３万８，０００円」に、「２万１，０００円」を「５万５，０００円」に、「３万５，０００円」を「７万１，０００円」に、「４万７，０００円」を「１０万２，０００円」に、「１１万円」を「１７万２，０００円」に、「１８万円」を「２４万８，０００円」に、「３７万円」を「４６万９，０００円」に改め、同項第７号事務の内容の欄中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改め、同号額の欄中「１万３，０００円」を「４万８，０００円」に、「８，０００円」を「２万６，０００円」に改め、同項第８号事務の内容の欄中「第１８条第１６項」を「第１８条第２０項」に改め、同号額の欄を次のように改める。

３万３，０００円

別表１６の項第９号事務の内容の欄中「第１８条第２４項第１号」を「第１８条第３８項第１号」に改め、同表２３の項第１号額の欄イ（オ）中「４万８，０００円」を「４万９，０００円」に改め、同欄イ（カ）中「８万５，０００円」を「８万７，０００円」に改め、同欄イ（キ）中「１３万５，０００円」を「１３万８，０００円」に改め、同欄イ（ク）中「１７万円」を「１７万４，０００円」に改め、同欄イ（ケ）中「１８万１，０００円」を「１８万６，０００円」に改め、同欄ウ（エ）中「８万

5,000円」を「8万7,000円」に改め、同欄ウ（オ）中「13万5,000円」を「13万8,000円」に改め、同欄ウ（カ）中「17万円」を「17万4,000円」に改め、同欄ウ（キ）中「21万3,000円」を「21万8,000円」に改め、同欄エ（エ）中「8万5,000円」を「8万7,000円」に改め、同欄エ（オ）中「13万5,000円」を「13万8,000円」に改め、同欄エ（カ）中「17万円」を「17万4,000円」に改め、同欄エ（キ）中「21万3,000円」を「21万8,000円」に改め、同号備考の欄中3を削り、4を3とし、同欄5中「、左記ウ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額（共用部分を計算する評価方法による場合に限る。」を「（前記3の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定により計算した額」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄6を同欄5とし、同項第2号額の欄ア中「1万8,000円」を「1万9,000円」に改め、同欄キ中「カに」を「クに」に改め、同欄キ（ア）中「24万2,000円」を「24万7,000円」に改め、同欄キ（イ）中「30万3,000円」を「30万9,000円」に改め、同欄キ（ウ）中「39万1,000円」を「39万9,000円」に改め、同欄キ（エ）中「55万8,000円」を「56万9,000円」に改め、同欄キ（オ）中「68万7,000円」を「70万1,000円」に改め、同欄キ（カ）中「81万2,000円」を「82万9,000円」に改め、同欄キ（キ）中「92万6,000円」を「94万6,000円」に改め、同欄キを同欄ケとし、同欄カ中「用途に応じて1次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いた市長が定める計算方法による」を「省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する」に改め、同欄カ（ア）中「9万2,000円」を「9万4,000円」に改め、同欄カ（イ）中「11万7,000円」を「12万円」に改め、同欄カ（ウ）中「15万4,000円」を「15万8,000円」に改め、同欄カ（エ）中「24万8,000円」を「25万6,000円」に改め、同欄カ（オ）中「32万4,000円」を「33万4,000円」に改め、同欄カ（カ）中「39万円」を「40万2,000円」に改め、同欄カ（キ）中「45万7,000円」を「47万1,000円」に改め、同欄カを同欄クとし、同欄オ（ア）中「11万6,000円」を「11万8,000円」に改め、同欄オ（イ）中「14万6,000円」を「14万9,000円」に改め、同欄オ（ウ）中「19万1,000円」を「19万5,000円」に改め、同欄オ（エ）中「29万8,000円」を「30万4,000円」に改め、同欄オ（オ）中「38

万2,000円」を「39万円」に改め、同欄オ(カ)中「45万6,000円」を「46万6,000円」に改め、同欄オ(キ)中「53万2,000円」を「54万3,000円」に改め、同欄オを同欄キとし、同欄エ中「ウに」を「エ及びオに」に改め、同欄エ(ア)中「3万6,000円」を「3万7,000円」に改め、同欄エ(イ)中「7万3,000円」を「7万5,000円」に改め、同欄エ(ウ)中「10万3,000円」を「10万5,000円」に改め、同欄エ(エ)中「14万5,000円」を「14万8,000円」に改め、同欄エ(オ)中「20万8,000円」を「21万2,000円」に改め、同欄エ(カ)中「29万8,000円」を「30万5,000円」に改め、同欄エ(キ)中「40万4,000円」を「41万3,000円」に改め、同欄エ(ク)中「52万9,000円」を「54万1,000円」に改め、同欄エ(ケ)中「62万2,000円」を「63万5,000円」に改め、同欄エを同欄カとし、同欄ウ(ア)中「1万8,000円」を「1万9,000円」に改め、同欄ウ(イ)中「3万4,000円」を「3万6,000円」に改め、同欄ウ(ウ)中「4万9,000円」を「5万1,000円」に改め、同欄ウ(エ)中「7万1,000円」を「7万4,000円」に改め、同欄ウ(オ)中「10万6,000円」を「11万2,000円」に改め、同欄ウ(カ)中「16万円」を「16万9,000円」に改め、同欄ウ(キ)中「22万8,000円」を「24万1,000円」に改め、同欄ウ(ク)中「29万5,000円」を「31万1,000円」に改め、同欄ウ(ケ)中「33万6,000円」を「35万4,000円」に改め、同欄ウを同欄エとし、同欄エの次に次のように加える。

オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)

(ア) 申請戸数が1の場合 2万8,000円

(イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 5万5,000円

(ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 7万8,000円

(エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 11万円

(オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 16万2,000円

(カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 23万6,000円

(キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 32万5,000円

(ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 42万6,000円

(ケ) 申請戸数が300を超える場合 49万円

別表23の項第2号額の欄イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、「3万6,000円」を「3万7,000円」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。） 2万8,000円

別表23の項第2号備考の欄3を次のように改める。

3 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を左記エからカまでの区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ掲げる額を合計した額（当該合計した額が、左記カ（ア）から（ケ）まで（当該建築物の住戸部分を左記エ及びオの区分により計算する評価方法による場合にあっては、左記オ（ア）から（ケ）まで）に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあっては、当該額）とする。

別表23の項第2号備考の欄4中「ウ（ア）から（ケ）まで又はエ（ア）」を「エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）」に、「と左記オ（ア）」を「（前記3の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額）及び左記キ（ア）」に改め、同欄5中「ウ（ア）から（ケ）まで又はエ（ア）」を「エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）」に、「、左記オ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額（共用部分を計算する評価方法による場合に限る。）を「（前記3又は4の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額）」に、「カ（ア）」を「ク（ア）」に、「キ（ア）」を「ケ（ア）」に改め、同項第3号額の欄イ（カ）中「5万1,000円」を「5万2,000円」に改め、同欄イ（キ）中「8万1,000円」を「8万3,000円」に改め、同欄イ（ク）中「10万2,000円」を「10万4,000円」に改め、同欄イ（ケ）中「10万9,000円」を「11万1,000円」に改め、同欄ウ（イ）中「1万円」を「1万1,000円」に改め、同欄ウ（エ）中「5万1,000円」を「5万2,000円」に改め、同欄ウ（オ）中「8万1,000円」を「8万3,000円」に改め、同欄ウ（カ）中「10万2,000円」を「10万4,000円」

に改め、同欄ウ（キ）中「12万8,000円」を「13万1,000円」に改め、同欄エ（イ）中「1万円」を「1万1,000円」に改め、同欄エ（エ）中「5万1,000円」を「5万2,000円」に改め、同欄エ（オ）中「8万1,000円」を「8万3,000円」に改め、同欄エ（カ）中「10万2,000円」を「10万4,000円」に改め、同欄エ（キ）中「12万8,000円」を「13万1,000円」に改め、同号備考の欄中3を削り、4を3とし、同欄5中「、左記ウ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額（共用部分を計算する評価方法による場合に限る。」を「（前記3の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄6を同欄5とし、同項第4号額の欄キ中「カに」を「クに」に改め、同欄キ（ア）中「12万2,000円」を「12万4,000円」に改め、同欄キ（イ）中「15万3,000円」を「15万6,000円」に改め、同欄キ（ウ）中「19万9,000円」を「20万2,000円」に改め、同欄キ（エ）中「28万7,000円」を「29万3,000円」に改め、同欄キ（オ）中「35万7,000円」を「36万4,000円」に改め、同欄キ（カ）中「42万3,000円」を「43万2,000円」に改め、同欄キ（キ）中「48万5,000円」を「49万5,000円」に改め、同欄キを同欄ケとし、同欄カ中「用途に応じて1次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いた市長が定める計算方法による」を「省令第10条第1号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する」に改め、同欄カ（ア）中「4万7,000円」を「4万8,000円」に改め、同欄カ（イ）中「6万円」を「6万2,000円」に改め、同欄カ（ウ）中「8万円」を「8万2,000円」に改め、同欄カ（エ）中「13万3,000円」を「13万7,000円」に改め、同欄カ（オ）中「17万6,000円」を「18万1,000円」に改め、同欄カ（カ）中「21万2,000円」を「21万8,000円」に改め、同欄カ（キ）中「25万円」を「25万7,000円」に改め、同欄カを同欄クとし、同欄オ（ア）中「5万9,000円」を「6万円」に改め、同欄オ（イ）中「7万4,000円」を「7万6,000円」に改め、同欄オ（ウ）中「9万8,000円」を「10万円」に改め、同欄オ（エ）中「15万7,000円」を「16万1,000円」に改め、同欄オ（オ）中「20万5,000円」を「20万9,000円」に改め、同欄オ（カ）中「24万5,000円」を「25万1,000円」に改め、同欄オ（キ）中「28万7,000円」を「29万3,000円」に改め、同欄オを同欄キとし、同欄エ中「ウに」

を「エ及びオに」に改め、同欄エ（エ）中「7万6,000円」を「7万7,000円」に改め、同欄エ（オ）中「10万9,000円」を「11万1,000円」に改め、同欄エ（カ）中「15万8,000円」を「16万1,000円」に改め、同欄エ（キ）中「21万6,000円」を「22万円」に改め、同欄エ（ク）中「28万2,000円」を「28万8,000円」に改め、同欄エ（ケ）中「32万9,000円」を「33万6,000円」に改め、同欄エを同欄カとし、同欄ウ（イ）中「1万8,000円」を「1万9,000円」に改め、同欄ウ（エ）中「3万8,000円」を「4万円」に改め、同欄ウ（オ）中「5万8,000円」を「6万1,000円」に改め、同欄ウ（カ）中「8万9,000円」を「9万3,000円」に改め、同欄ウ（キ）中「12万7,000円」を「13万4,000円」に改め、同欄ウ（ク）中「16万4,000円」を「17万3,000円」に改め、同欄ウ（ケ）中「18万5,000円」を「19万6,000円」に改め、同欄ウを同欄エとし、同欄エの次に次のように加える。

オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）

（ア）申請戸数が1の場合 1万4,000円

（イ）申請戸数が1を超え5以下の場合 2万9,000円

（ウ）申請戸数が5を超え10以下の場合 4万1,000円

（エ）申請戸数が10を超え25以下の場合 5万8,000円

（オ）申請戸数が25を超え50以下の場合 8万6,000円

（カ）申請戸数が50を超え100以下の場合 12万7,000円

（キ）申請戸数が100を超え200以下の場合 17万6,000円

（ク）申請戸数が200を超え300以下の場合 23万円

（ケ）申請戸数が300を超える場合 26万4,000円

別表23の項第4号額の欄イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、同欄イを同欄ウとし、同欄アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。） 1万4,000円

別表23の項第4号備考の欄3を次のように改める。

3 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を左記エからカまでの区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ掲げる額を合計した額（当該合計した額が、左記カ（ア）から（ケ）まで（当該建築物の住戸部分を左記エ及びオの区分により計算する評価方法による場合にあっては、左記オ（ア）から（ケ）まで）に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあっては、当該額）とする。

別表23の項第4号備考の欄4中「ウ（ア）から（ケ）まで又はエ（ア）」を「エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）」に、「と左記オ（ア）」を「（前記3の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額）及び左記キ（ア）」に改め、同欄5中「ウ（ア）から（ケ）まで又はエ（ア）」を「エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）」に、「、左記オ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額（共用部分を計算する評価方法による場合に限る。」を「（前記3又は4の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額）」に、「カ（ア）」を「ク（ア）」に、「キ（ア）」を「ケ（ア）」に改め、同項に次の2号を加える。

5 都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下この項において「規則」という。）	登録住宅性能評価機関による審査を受けた低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明書の交付手数料	1 ア 一戸建ての住宅 2,000円 イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 （ア）申請戸数が1の場合 2,000円 （イ）申請戸数が1を超え5以下の場合 3,000円 （ウ）申請戸数が5を超え10以下の場合 5,000円 （エ）申請戸数が10を超え25以下の場合 9,000円 （オ）申請戸数が25を超え50以下の場合 1万5,000円 （カ）申請戸数が50を超え100以下の場合 2万6,000円 （キ）申請戸数が100を超え200以下の場合 4万1,000円 （ク）申請戸数が200を超え300以下の場合 5万2,000円	1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。 2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。 3 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記イ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額及び左記ウ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分
---	---	---	--

第46条の2の規定による求めに対する審査（登録住宅性能評価機関が法第54条第1項各号に掲げる基準に適合することを証する書面を添付する場合その他市長が定める方法による場合に限る。）	（ケ）申請戸数が300を超える場合 5万6,000円 ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 （ア）床面積が300平方メートル以下のもの 3,000円 （イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 5,000円 （ウ）床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 9,000円 （エ）床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 2万6,000円 （オ）床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 4万1,000円 （カ）床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 5万2,000円 （キ）床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 6万5,000円 エ 住宅以外の建築物 （ア）床面積が300平方メートル以下のもの 3,000円 （イ）床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 5,000円 （ウ）床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 9,000円 （エ）床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 2万6,000円 （オ）床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 4万1,000円	の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 4 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記イ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額（前記3の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額）及び左記エ（ア）から（キ）までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。
--	--	--

			(カ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 5万2,000円 (キ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 6万5,000円	
6 規則 第46条の2 の規定による 求めに 対する 審査 (前号に 掲げる 場合を 除く。)	登録住宅 性能評価 機関によ る審査を 受けてい ない低炭 素建築等 計画に軽 微変更該 当証明書 交付手数料	1 件につき	ア 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。) 5,000円 イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。) 7,000円 ウ 一戸建ての住宅(ア及びイに掲げる住宅を除く。) 1万円 エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。) (ア) 申請戸数が1の場合 5,000円 (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 9,000円 (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 1万4,000円 (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 2万円 (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 3万円 (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 4万7,000円 (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 6万7,000円 (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 8万6,000円 (ケ) 申請戸数が300を超える場合 9万8,000円	1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。 2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。 3 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を左記エからカまでの区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記エ(ア)から(ケ)まで、オ(ア)から(ケ)まで又はカ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ掲げる額を合計した額(当該合計した額が、左記カ(ア)から(ケ)まで(当該建築物の住戸部分を左記エ及びオの区分により計算する評価方法による場合にあつては、左記オ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあつては、当該額)とする。 4 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分

	オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。) (ア) 申請戸数が1の場合 7,000円 (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 1万4,000円 (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 2万円 (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 2万9,000円 (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 4万3,000円 (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 6万3,000円 (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 8万8,000円 (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 11万5,000円 (ケ) 申請戸数が300を超える場合 13万2,000円 カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。) (ア) 申請戸数が1の場合 1万円 (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 1万9,000円 (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 2万7,000円 (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 3万8,000円 (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 5万5,000円 (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 8万円 (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 11万円	を計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記エ(ア)から(ケ)まで、オ(ア)から(ケ)まで又はカ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額(前記3の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額)及び左記キ(ア)から(キ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 5 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記エ(ア)から(ケ)まで、オ(ア)から(ケ)まで又はカ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額(前記3又は4の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額)及び左記ク(ア)から(キ)まで又はケ(ア)から(キ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。
--	---	--

			(ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 14万4,000円 (ケ) 申請戸数が300を超える場合 16万8,000円 キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 3万円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 3万8,000円 (ウ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 5万円 (エ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 8万円 (オ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 10万4,000円 (カ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 12万5,000円 (キ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 14万7,000円 ク 住宅以外の建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。) (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 2万4,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 3万1,000円 (ウ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メ	
--	--	--	--	--

		ートル以下のもの 4万 1,000円 (エ) 床面積が2,000平方メー トルを超え5,000平方メー トル以下のもの 6万8,00 0円 (オ) 床面積が5,000平方メー トルを超え1万平方メー トル以下のもの 9万円 (カ) 床面積が1万平方メー トルを超え2万5,000平方メ ートル以下のもの 10万 9,000円 (キ) 床面積が2万5,000平方メ ートルを超えるもの 12 万9,000円 ケ 住宅以外の建築物(クに掲 げる建築物を除く。) (ア) 床面積が300平方メー トル以下のもの 6万2,000 円 (イ) 床面積が300平方メー トルを超え1,000平方メー トル以下のもの 7万8,000 円 (ウ) 床面積が1,000平方メー トルを超え2,000平方メー トル以下のもの 10万1,0 00円 (エ) 床面積が2,000平方メー トルを超え5,000平方メー トル以下のもの 14万7,0 00円 (オ) 床面積が5,000平方メー トルを超え1万平方メー トル以下のもの 18万2,000 円 (カ) 床面積が1万平方メー トルを超え2万5,000平方メ ートル以下のもの 21万 6,000円 (キ) 床面積が2万5,000平方メ ートルを超えるもの 24 万7,000円	
--	--	--	--

別表２４の項第１号事務の内容の欄中「第１２条第１項」を「第１１条第１項」に、「第１３条第２項」を「第１２条第２項」に改め、同号額の欄エ（ア）から（キ）まで以外の部分を次のように改める。

住宅以外の建築物（法第２９条第１項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第３項に規定する他の建築物に限る。）

別表２４の項第１号額の欄エ（エ）中「８万５，０００円」を「８万７，０００円」に改め、同欄エ（オ）中「１３万５，０００円」を「１３万８，０００円」に改め、同欄エ（カ）中「１７万円」を「１７万４，０００円」に改め、同欄エ（キ）中「２１万３，０００円」を「２１万８，０００円」に改め、同欄エを同欄セとし、同欄ウ（ア）から（キ）まで以外の部分を次のように改める。

住宅以外の建築物（セに掲げる建築物以外の用途が工場である建築物その他市長が定める建築物に限る。）

別表２４の項第１号額の欄ウ（ア）中「１万９，０００円」を「２万円」に改め、同欄ウ（イ）中「２万８，０００円」を「２万９，０００円」に改め、同欄ウ（ウ）中「４万円」を「４万１，０００円」に改め、同欄ウ（エ）中「９万９，０００円」を「１０万３，０００円」に改め、同欄ウ（オ）中「１５万１，０００円」を「１５万５，０００円」に改め、同欄ウ（カ）中「１８万７，０００円」を「１９万３，０００円」に改め、同欄ウ（キ）中「２３万３，０００円」を「２３万９，０００円」に改め、同欄ウを同欄スとし、同欄イ中「工場等及び他の」を「サ、ス及びセに掲げる」に改め、「で、アに掲げる場合以外の場合」を削り、同欄イ（ア）中「２４万２，０００円」を「２４万７，０００円」に改め、同欄イ（イ）中「３０万３，０００円」を「３０万９，０００円」に改め、同欄イ（ウ）中「３９万１，０００円」を「３９万９，０００円」に改め、同欄イ（エ）中「５５万８，０００円」を「５６万９，０００円」に改め、同欄イ（オ）中「６８万７，０００円」を「７０万１，０００円」に改め、同欄イ（カ）中「８１万２，０００円」を「８２万９，０００円」に改め、同欄イ（キ）中「９２万６，０００円」を「９４万６，０００円」に改め、同欄イを同欄シとし、同欄ア中「工場等及び他の建築物を除く。）について」を「ス及びセに掲げる建築物を除き」に、「の基準」を「に掲げる基準」に改め、「場合」の次に「に限る。）」を加え、同欄ア（ア）中「９万２，０００円」を「９万４，０００円」に改め、同欄ア（イ）中「１１万７，０００円」を「１２万円」に改め、同欄ア（ウ）中「１５万４，０００円」を「１５万８，０００円」に改め、同欄ア（エ）中「２４万８，

０００円」を「２５万６，０００円」に改め、同欄ア（オ）中「３２万４，０００円」を「３３万４，０００円」に改め、同欄ア（カ）中「３９万円」を「４０万２，０００円」に改め、同欄ア（キ）中「４５万７，０００円」を「４７万１，０００円」に改め、同欄アを同欄サとし、同欄にアからコまでとして次のように加える。

ア 一戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除き、省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。） １万９，０００円

イ 一戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除き、省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）に掲げる基準又は同号イ（２）及びロ（１）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。） ２万８，０００円

ウ 一戸建ての住宅（ア、イ及びエに掲げる住宅を除く。） ３万７，０００円

エ 一戸建ての住宅（法第２９条第１項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第３項に規定する他の建築物に限る。） ５，０００円

オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（クに掲げる住宅の住戸部分を除き、省令第１条第１項第２号イ（２）及びロ（２）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）

（ア）申請戸数が１の場合 １万９，０００円

（イ）申請戸数が１を超え５以下の場合 ３万６，０００円

（ウ）申請戸数が５を超え１０以下の場合 ５万１，０００円

（エ）申請戸数が１０を超え２５以下の場合 ７万４，０００円

（オ）申請戸数が２５を超え５０以下の場合 １１万２，０００円

（カ）申請戸数が５０を超え１００以下の場合 １６万９，０００円

（キ）申請戸数が１００を超え２００以下の場合 ２４万１，０００円

（ク）申請戸数が２００を超え３００以下の場合 ３１万１，０００円

（ケ）申請戸数が３００を超える場合 ３５万４，０００円

カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（クに掲げる住宅の住戸部分を除き、省令第１条第１項第２号イ（１）及びロ（２）に掲げる基準又は同号イ（２）及びロ（１）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）

（ア）申請戸数が１の場合 ２万８，０００円

（イ）申請戸数が１を超え５以下の場合 ５万５，０００円

（ウ）申請戸数が５を超え１０以下の場合 ７万８，０００円

- (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 11万円
- (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 16万2,000円
- (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 23万6,000円
- (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 32万5,000円
- (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 42万6,000円
- (ケ) 申請戸数が300を超える場合 49万円

キ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（オ、カ及びクに掲げる住宅の住戸部分を除く。）

- (ア) 申請戸数が1の場合 3万7,000円
- (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 7万5,000円
- (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 10万5,000円
- (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 14万8,000円
- (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 21万2,000円
- (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 30万5,000円
- (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 41万3,000円
- (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 54万1,000円
- (ケ) 申請戸数が300を超える場合 63万5,000円

ク 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。）

- (ア) 申請戸数が1の場合 5,000円
- (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 1万円
- (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 1万7,000円
- (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 2万9,000円
- (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 4万9,000円
- (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 8万7,000円
- (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 13万8,000円
- (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 17万4,000円
- (ケ) 申請戸数が300を超える場合 18万6,000円

ケ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（コに掲げる住宅の共用部分を除く。）

- (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 11万8,000円

(イ) 床面積が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの 1
4 万 9,000 円

(ウ) 床面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの
19 万 5,000 円

(エ) 床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの
30 万 4,000 円

(オ) 床面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下のもの 39
万円

(カ) 床面積が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下のもの
46 万 6,000 円

(キ) 床面積が 2 万 5,000 平方メートルを超えるもの 54 万 3,000 円

コ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（法第 29 条第 1 項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第 3 項に規定する他の建築物に限る。）

(ア) 床面積が 300 平方メートル以下のもの 1 万円

(イ) 床面積が 300 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以下のもの 1
万 8,000 円

(ウ) 床面積が 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以下のもの
2 万 9,000 円

(エ) 床面積が 2,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以下のもの
8 万 7,000 円

(オ) 床面積が 5,000 平方メートルを超え 1 万平方メートル以下のもの 13
万 8,000 円

(カ) 床面積が 1 万平方メートルを超え 2 万 5,000 平方メートル以下のもの
17 万 4,000 円

(キ) 床面積が 2 万 5,000 平方メートルを超えるもの 21 万 8,000 円

別表 24 の項第 1 号備考の欄 1 及び 2 を次のように改める。

1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。

2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

別表 24 の項第 1 号備考の欄 3 中「第 12 条第 1 項」を「第 11 条第 1 項」に改め、

「建築物エネルギー消費性能適合性判定」の次に「(以下この欄において「判定」という。)」を加え、同欄4及び5を次のように改める。

- 4 一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の住戸部分を左記オからキまでの区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記オ（ア）から（ケ）まで、カ（ア）から（ケ）まで又はキ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ掲げる額を合計した額（当該合計した額が、左記キ（ア）から（ケ）まで（当該建築物の住戸部分を左記オ及びカの区分により計算する評価方法による場合にあっては、左記カ（ア）から（ケ）まで）に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあっては、当該額）とする。
- 5 一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記オ（ア）から（ケ）まで、カ（ア）から（ケ）まで、キ（ア）から（ケ）まで又はク（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額（前記4の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額）及び左記ケ（ア）から（キ）まで又はコ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。

別表24の項第1号備考の欄に次のように加える。

- 6 一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記オ（ア）から（ケ）まで、カ（ア）から（ケ）まで、キ（ア）から（ケ）まで又はク（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額（前記4又は5の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額）及び左記サ（ア）から（キ）まで、シ（ア）から（キ）まで、ス（ア）から（キ）まで又はセ（ア）から（キ）までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額（後記7又は8の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額）を合計した額とする。
- 7 住宅以外の建築物について、判定を行う建築物に左記スに掲げる建築物（以下この7及び後記8において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、左記サ（ア）から（キ）まで又はシ（ア）から（キ）までに掲げる当該工場等以外の建築物の部分の床面積に応じそ

れぞれ掲げる額及び左記ス（ア）から（キ）までに掲げる当該工場等の部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額（当該合計した額が、左記サ（ア）から（キ）まで又はシ（ア）から（キ）までに掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあっては、当該額）とする。

- 8 前記7の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であって、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の判定に係る手数料の額は、左記ス（ア）から（キ）までに掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額とする。

別表24の項第2号事務の内容の欄中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「第13条第3項」を「第12条第3項」に改め、同号額の欄エ（ア）から（キ）まで以外の部分を次のように改める。

住宅以外の建築物（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。）

別表24の項第2号額の欄エ（イ）中「1万円」を「1万1,000円」に改め、同欄エ（エ）中「5万1,000円」を「5万2,000円」に改め、同欄エ（オ）中「8万1,000円」を「8万3,000円」に改め、同欄エ（カ）中「10万2,000円」を「10万4,000円」に改め、同欄エ（キ）中「12万8,000円」を「13万1,000円」に改め、同欄エを同欄セとし、同欄ウ（ア）から（キ）まで以外の部分を次のように改める。

住宅以外の建築物（セに掲げる建築物以外の用途が工場である建築物その他市長が定める建築物に限る。）

別表24の項第2号額の欄ウ（イ）中「1万5,000円」を「1万6,000円」に改め、同欄ウ（ウ）中「2万2,000円」を「2万3,000円」に改め、同欄ウ（エ）中「5万8,000円」を「6万円」に改め、同欄ウ（オ）中「8万9,000円」を「9万1,000円」に改め、同欄ウ（カ）中「11万円」を「11万4,000円」に改め、同欄ウ（キ）中「13万8,000円」を「14万1,000円」に改め、同欄ウを同欄スとし、同欄イ中「工場等及び他の」を「サ、ス及びセに掲げる」に改め、「で、アに掲げる場合以外の場合」を削り、同欄イ（ア）中「12万2,000円」を「12万4,000円」に改め、同欄イ（イ）中「15万3,000円」を「15万6,000円」に改め、同欄イ（ウ）中「19万9,000円」を「20

万2,000円」に改め、同欄イ（エ）中「28万7,000円」を「29万3,000円」に改め、同欄イ（オ）中「35万7,000円」を「36万4,000円」に改め、同欄イ（カ）中「42万3,000円」を「43万2,000円」に改め、同欄イ（キ）中「48万5,000円」を「49万5,000円」に改め、同欄イを同欄シとし、同欄ア中「工場等及び他の建築物を除く。）について」を「ス及びセに掲げる建築物を除き」に、「の基準」を「に掲げる基準」に改め、「場合」の次に「に限る。）」を加え、同欄ア（ア）中「4万7,000円」を「4万8,000円」に改め、同欄ア（イ）中「6万円」を「6万2,000円」に改め、同欄ア（ウ）中「8万円」を「8万2,000円」に改め、同欄ア（エ）中「13万3,000円」を「13万7,000円」に改め、同欄ア（オ）中「17万6,000円」を「18万1,000円」に改め、同欄ア（カ）中「21万2,000円」を「21万8,000円」に改め、同欄ア（キ）中「25万円」を「25万7,000円」に改め、同欄アを同欄サとし、同欄にアからコまでとして次のように加える。

ア 一戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除き、省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。） 1万円

イ 一戸建ての住宅（エに掲げる住宅を除き、省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。） 1万4,000円

ウ 一戸建ての住宅（ア、イ及びエに掲げる住宅を除く。） 1万9,000円

エ 一戸建ての住宅（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。） 3,000円

オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（クに掲げる住宅の住戸部分を除き、省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）

（ア）申請戸数が1の場合 1万円

（イ）申請戸数が1を超え5以下の場合 1万9,000円

（ウ）申請戸数が5を超え10以下の場合 2万7,000円

（エ）申請戸数が10を超え25以下の場合 4万円

（オ）申請戸数が25を超え50以下の場合 6万1,000円

（カ）申請戸数が50を超え100以下の場合 9万3,000円

（キ）申請戸数が100を超え200以下の場合 13万4,000円

(ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 17万3,000円

(ケ) 申請戸数が300を超える場合 19万6,000円

カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（クに掲げる住宅の住戸部分を除き、省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）

(ア) 申請戸数が1の場合 1万4,000円

(イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 2万9,000円

(ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 4万1,000円

(エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 5万8,000円

(オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 8万6,000円

(カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 12万7,000円

(キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 17万6,000円

(ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 23万円

(ケ) 申請戸数が300を超える場合 26万4,000円

キ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（オ、カ及びクに掲げる住宅の住戸部分を除く。）

(ア) 申請戸数が1の場合 1万9,000円

(イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 3万8,000円

(ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 5万4,000円

(エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 7万7,000円

(オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 11万1,000円

(カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 16万1,000円

(キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 22万円

(ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 28万8,000円

(ケ) 申請戸数が300を超える場合 33万6,000円

ク 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。）

(ア) 申請戸数が1の場合 3,000円

(イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 6,000円

(ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 1万円

(エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 1万7,000円

(オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 2万9,000円

(カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 5万2,000円

(キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 8万3,000円

(ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 10万4,000円

(ケ) 申請戸数が300を超える場合 11万1,000円

ケ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（コに掲げる住宅の共用部分を除く。）

(ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 6万円

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 7万6,000円

(ウ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 10万円

(エ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 16万1,000円

(オ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 20万9,000円

(カ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 25万1,000円

(キ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 29万3,000円

コ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分（法第29条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る同条第3項に規定する他の建築物に限る。）

(ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 6,000円

(イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 1万1,000円

(ウ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 1万7,000円

(エ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 5万2,000円

(オ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 8万3,000円

(カ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの
10万4,000円

(キ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 13万1,000円
別表24の項第2号備考の欄1及び2を次のように改める。

- 1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。
- 2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

別表24の項第2号備考の欄3中「法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定」を「判定」に改め、同欄4及び5を次のように改める。

- 4 一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の住戸部分を左記オからキまでの区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記オ（ア）から（ケ）まで、カ（ア）から（ケ）まで又はキ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ掲げる額を合計した額（当該合計した額が、左記キ（ア）から（ケ）まで（当該建築物の住戸部分を左記オ及びカの区分により計算する評価方法による場合にあっては、左記カ（ア）から（ケ）まで）に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあっては、当該額）とする。
- 5 一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記オ（ア）から（ケ）まで、カ（ア）から（ケ）まで、キ（ア）から（ケ）まで又はク（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額（前記4の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額）及び左記ケ（ア）から（キ）まで又はコ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする

別表24の項第2号備考の欄に次のように加える。

- 6 一戸建ての住宅以外の住宅について、判定を行う建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記オ（ア）から（ケ）まで、カ（ア）から（ケ）まで、キ（ア）から（ケ）まで又はク（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額（前記4又は5の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額）及び左記サ（ア）から（キ）まで、シ（ア）から（キ）まで、ス（ア）から（キ）まで又はセ（ア）から（キ）までに

掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額（後記 7 又は 8 の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額）を合計した額とする。

7 住宅以外の建築物について、判定を行う建築物に左記スに掲げる建築物（以下この 7 及び後記 8 において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、左記サ（ア）から（キ）まで又はシ（ア）から（キ）までに掲げる当該工場等以外の建築物の部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額及び左記ス（ア）から（キ）までに掲げる当該工場等の部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額（当該合計した額が、左記サ（ア）から（キ）まで又はシ（ア）から（キ）までに掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあっては、当該額）とする。

8 前記 7 の規定にかかわらず、判定を行う建築物の主たる用途が工場等であって、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの（省令第 1 条第 1 項第 1 号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の判定に係る手数料の額は、左記ス（ア）から（キ）までに掲げる当該判定を行う建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額とする。

別表 2 4 の項第 3 号事務の内容の欄中「平成 2 8 年国土交通省令第 5 号）第 1 1 条」を「以下この項において「規則」という。）第 1 3 条」に改め、同号手数料の名称の欄を次のように改める。

性能確 保計画 軽微変 更該当 証明書 交付手 数料
--

別表 2 4 の項第 3 号額の欄ウ（ア）から（キ）まで以外の部分を次のように改める。

住宅以外の建築物（用途が工場である建築物その他市長が定める建築物に限る。）

別表 2 4 の項第 3 号額の欄ウ（ア）中「5, 0 0 0 円」を「6, 0 0 0 円」に改め、同欄ウ（イ）中「7, 0 0 0 円」を「8, 0 0 0 円」に改め、同欄ウ（ウ）中「1 万 1, 0 0 0 円」を「1 万 2, 0 0 0 円」に改め、同欄ウ（エ）中「2 万 9, 0 0 0 円」を「3 万円」に改め、同欄ウ（オ）中「4 万 4, 0 0 0 円」を「4 万 6, 0 0 0 円」

に改め、同欄ウ（カ）中「5万5,000円」を「5万7,000円」に改め、同欄ウ（キ）中「6万9,000円」を「7万1,000円」に改め、同欄ウを同欄コとし、同欄イ中「工場等」を「ク及びコに掲げる建築物」に改め、「で、アに掲げる場合以外の場合」を削り、同欄イ（ア）中「6万円」を「6万2,000円」に改め、同欄イ（イ）中「7万7,000円」を「7万8,000円」に改め、同欄イ（ウ）中「9万9,000円」を「10万1,000円」に改め、同欄イ（エ）中「14万3,000円」を「14万7,000円」に改め、同欄イ（オ）中「17万8,000円」を「18万2,000円」に改め、同欄イ（カ）中「21万1,000円」を「21万6,000円」に改め、同欄イ（キ）中「24万2,000円」を「24万7,000円」に改め、同欄イを同欄ケとし、同欄ア中「工場等を除く。）について」を「コに掲げる建築物を除き」に、「の基準」を「に掲げる基準」に改め、「場合」の次に「に限る。）」を加え、同欄ア（ア）中「2万3,000円」を「2万4,000円」に改め、同欄ア（イ）中「3万円」を「3万1,000円」に改め、同欄ア（ウ）中「4万円」を「4万1,000円」に改め、同欄ア（エ）中「6万6,000円」を「6万8,000円」に改め、同欄ア（オ）中「8万8,000円」を「9万円」に改め、同欄ア（カ）中「10万6,000円」を「10万9,000円」に改め、同欄ア（キ）中「12万5,000円」を「12万9,000円」に改め、同欄アを同欄クとし、同欄にアからキまでとして次のように加える。

ア 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。） 5,000円

イ 一戸建ての住宅（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。） 7,000円

ウ 一戸建ての住宅（ア及びイに掲げる住宅を除く。） 1万円

エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）

（ア）申請戸数が1の場合 5,000円

（イ）申請戸数が1を超え5以下の場合 9,000円

（ウ）申請戸数が5を超え10以下の場合 1万4,000円

（エ）申請戸数が10を超え25以下の場合 2万円

（オ）申請戸数が25を超え50以下の場合 3万円

- (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 4万7,000円
- (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 6万7,000円
- (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 8万6,000円
- (ケ) 申請戸数が300を超える場合 9万8,000円

オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第1条第1項第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）

- (ア) 申請戸数が1の場合 7,000円
- (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 1万4,000円
- (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 2万円
- (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 2万9,000円
- (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 4万3,000円
- (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 6万3,000円
- (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 8万8,000円
- (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 11万5,000円
- (ケ) 申請戸数が300を超える場合 13万2,000円

カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。）

- (ア) 申請戸数が1の場合 1万円
- (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 1万9,000円
- (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 2万7,000円
- (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 3万8,000円
- (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 5万5,000円
- (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 8万円
- (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 11万円
- (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 14万4,000円
- (ケ) 申請戸数が300を超える場合 16万8,000円

キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分

- (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 3万円
- (イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 3万8,000円

(ウ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの
5万円

(エ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの
8万円

(オ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 10
万4,000円

(カ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの
12万5,000円

(キ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 14万7,000円

別表24の項第3号備考の欄1を次のように改める。

1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。

別表24の項第3号備考の欄3を削り、同欄2中「法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定」を「判定」に改め、同欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。

別表24の項第3号備考の欄4を次のように改める。

4 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を左記エからカまでの区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ掲げる額を合計した額（当該合計した額が、左記カ（ア）から（ケ）まで（当該建築物の住戸部分を左記エ及びオの区分により計算する評価方法による場合にあつては、左記オ（ア）から（ケ）まで）に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあつては、当該額）とする。

別表24の項第3号備考の欄に次のように加える。

5 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額（前記4の規定の適用を受ける場合にあつては、当該規定により計算した額）及び左記キ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積

に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。

6 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額（前記4又は5の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額）及び左記ク（ア）から（キ）まで、ケ（ア）から（キ）まで又はコ（ア）から（キ）までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額（後記7又は8の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額）を合計した額とする。

7 住宅以外の建築物について、申請に係る建築物に左記コに掲げる建築物（以下この7及び後記8において「工場等」という。）以外の建築物の部分及び工場等の部分が含まれている場合の手数料の額は、左記ク（ア）から（キ）まで又はケ（ア）から（キ）までに掲げる当該工場等以外の建築物の部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額及び左記コ（ア）から（キ）までに掲げる当該工場等の部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額（当該合計した額が、左記ク（ア）から（キ）まで又はケ（ア）から（キ）までに掲げる当該申請に係る建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあっては、当該額）とする。

8 前記7の規定にかかわらず、申請に係る建築物の主たる用途が工場等であって、工場等として判定を行うことが適当な建築物として市長が定めるもの（省令第1条第1項第1号ロに掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）の申請に係る手数料の額は、左記コ（ア）から（キ）までに掲げる当該申請に係る建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額とする。

別表24の項第4号事務の内容の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に、「第35条第1項各号」を「第30条第1項各号」に改め、同号額の欄イ（ア）から（エ）までの規定中「1棟の戸数」を「申請戸数」に改め、同欄イ（オ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「4万8,000円」を「4万9,000円」に改め、同欄イ（カ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「8万5,000円」を「8万7,000円」に改め、同欄イ（キ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「13万5,000円」を「13万8,000円」に改め、同欄イ（ク）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「17万円」を「17万4,000円」に改め、同欄イ（ケ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「18万1,000円」を「18万6,000円」に改め、同欄ウ（エ）

中「8万5,000円」を「8万7,000円」に改め、同欄ウ（オ）中「13万5,000円」を「13万8,000円」に改め、同欄ウ（カ）中「17万円」を「17万4,000円」に改め、同欄ウ（キ）中「21万3,000円」を「21万8,000円」に改め、同欄エ（エ）中「8万5,000円」を「8万7,000円」に改め、同欄エ（オ）中「13万5,000円」を「13万8,000円」に改め、同欄エ（カ）中「17万円」を「17万4,000円」に改め、同欄エ（キ）中「21万3,000円」を「21万8,000円」に改め、同号備考の欄3を削り、同欄4中「1棟の戸数」を「申請戸数」に改め、同欄4を同欄3とし、同欄5中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「左記ウ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額（共用部分を計算する評価方法による場合に限る。）を（前記3の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額）」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄6中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「1の」を「一の」に改め、同欄6に後段として次のように加える。

この場合において、左記イ中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、前記3及び4中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

別表24の項第4号備考の欄6を同欄5とし、同欄7中「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同欄7を同欄6とし、同項第5号事務の内容の欄中「第34条第1項」を「第29条第1項」に改め、同号額の欄ア中「1万8,000円」を「1万9,000円」に改め、同欄キ中「カに」を「クに」に改め、同欄キ（ア）中「24万2,000円」を「24万7,000円」に改め、同欄キ（イ）中「30万3,000円」を「30万9,000円」に改め、同欄キ（ウ）中「39万1,000円」を「39万9,000円」に改め、同欄キ（エ）中「55万8,000円」を「56万9,000円」に改め、同欄キ（オ）中「68万7,000円」を「70万1,000円」に改め、同欄キ（カ）中「81万2,000円」を「82万9,000円」に改め、同欄キ（キ）中「92万6,000円」を「94万6,000円」に改め、同欄キを同欄ケとし、同欄カ中「の基準」を「に掲げる基準」に改め、同欄カ（ア）中「9万2,000円」を「9万4,000円」に改め、同欄カ（イ）中「11万7,000円」を「12万円」に改め、同欄カ（ウ）中「15万4,000円」を「15万8,000円」に改め、同欄カ（エ）中「24万8,000円」を「25万6,000円」に改め、同欄カ（オ）中「32万4,000円」を「33万4,000円」

に改め、同欄カ（カ）中「39万円」を「40万2,000円」に改め、同欄カ（キ）中「45万7,000円」を「47万1,000円」に改め、同欄カを同欄クとし、同欄オ（ア）中「11万6,000円」を「11万8,000円」に改め、同欄オ（イ）中「14万6,000円」を「14万9,000円」に改め、同欄オ（ウ）中「19万1,000円」を「19万5,000円」に改め、同欄オ（エ）中「29万8,000円」を「30万4,000円」に改め、同欄オ（オ）中「38万2,000円」を「39万円」に改め、同欄オ（カ）中「45万6,000円」を「46万6,000円」に改め、同欄オ（キ）中「53万2,000円」を「54万3,000円」に改め、同欄オを同欄キとし、同欄エ中「ウに」を「エ及びオに」に改め、同欄エ（ア）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「3万6,000円」を「3万7,000円」に改め、同欄エ（イ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「7万3,000円」を「7万5,000円」に改め、同欄エ（ウ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「10万3,000円」を「10万5,000円」に改め、同欄エ（エ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「14万5,000円」を「14万8,000円」に改め、同欄エ（オ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「20万8,000円」を「21万2,000円」に改め、同欄エ（カ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「29万8,000円」を「30万5,000円」に改め、同欄エ（キ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「40万4,000円」を「41万3,000円」に改め、同欄エ（ク）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「52万9,000円」を「54万1,000円」に改め、同欄エ（ケ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「62万2,000円」を「63万5,000円」に改め、同欄エを同欄カとし、同欄ウ（ア）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「1万8,000円」を「1万9,000円」に改め、同欄ウ（イ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「3万4,000円」を「3万6,000円」に改め、同欄ウ（ウ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「4万9,000円」を「5万1,000円」に改め、同欄ウ（エ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「7万1,000円」を「7万4,000円」に改め、同欄ウ（オ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「10万6,000円」を「11万2,000円」に改め、同欄ウ（カ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「16万円」を「16万9,000円」に改め、同欄ウ（キ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「22万8,000円」を「24万1,000円」に改め、同欄ウ（ク）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「29万5,000円」を「31万1,000円」に改め、同欄ウ（ケ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、

「33万6,000円」を「35万4,000円」に改め、同欄ウを同欄エとし、同欄エの次に次のように加える。

オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。)

(ア) 申請戸数が1の場合 2万8,000円

(イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 5万5,000円

(ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 7万8,000円

(エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 11万円

(オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 16万2,000円

(カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 23万6,000円

(キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 32万5,000円

(ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 42万6,000円

(ケ) 申請戸数が300を超える場合 49万円

別表24の項第5号額の欄イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、「3万6,000円」を「3万7,000円」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。) 2万8,000円

別表24の項第5号備考の欄3を次のように改める。

3 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を左記エからカまでの区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記エ(ア)から(ケ)まで、オ(ア)から(ケ)まで又はカ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ掲げる額を合計した額(当該合計した額が、左記カ(ア)から(ケ)まで(当該建築物の住戸部分を左記エ及びオの区分により計算する評価方法による場合にあっては、左記オ(ア)から(ケ)まで)に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあっては、当該額)とする。

別表24の項第5号備考の欄4中「ウ(ア)から(ケ)まで又はエ(ア)」を「エ(ア)から(ケ)まで、オ(ア)から(ケ)まで又はカ(ア)」に、「1棟の戸数に応

じそれぞれ掲げる額」を「申請戸数に応じそれぞれ掲げる額（前記３の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額）」に、「オ（ア）」を「キ（ア）」に改め、同欄５中「ウ（ア）から（ケ）まで又はエ（ア）」を「エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）」に、「１棟の戸数」を「申請戸数」に、「左記オ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額（共用部分を計算する評価方法による場合に限る。」を「（前記３又は４の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額）」に、「カ（ア）」を「ク（ア）」に、「キ（ア）」を「ケ（ア）」に改め、同欄６中「第３４条第３項」を「第２９条第３項」に、「１の」を「一の」に改め、同欄６に後段として次のように加える。

この場合において、左記エからカまでの規定中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、前記３から５までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第２９条第３項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

別表２４の項第５号備考の欄７中「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同項第６号事務の内容の欄中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に、「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同号額の欄イ（ア）から（エ）までの規定中「１棟の戸数」を「申請戸数」に改め、同欄イ（オ）中「１棟の戸数」を「申請戸数」に、「４万８，０００円」を「４万９，０００円」に改め、同欄イ（カ）中「１棟の戸数」を「申請戸数」に、「５万１，０００円」を「５万２，０００円」に、「８万５，０００円」を「８万７，０００円」に改め、同欄イ（キ）中「１棟の戸数」を「申請戸数」に、「８万１，０００円」を「８万３，０００円」に、「１３万５，０００円」を「１３万８，０００円」に改め、同欄イ（ク）中「１棟の戸数」を「申請戸数」に、「１０万２，０００円」を「１０万４，０００円」に、「１７万円」を「１７万４，０００円」に改め、同欄イ（ケ）中「１棟の戸数」を「申請戸数」に、「１０万９，０００円」を「１１万１，０００円」に、「１８万１，０００円」を「１８万６，０００円」に改め、同欄ウ（イ）中「１万円」を「１万１，０００円」に改め、同欄ウ（エ）中「５万１，０００円」を「５万２，０００円」に、「８万５，０００円」を「８万７，０００円」に改め、同欄ウ（オ）中「８万１，０００円」を「８万３，０００円」に、「１３万５，０００円」を「１３万８，０００円」に改め、同欄ウ（カ）中「１０万２，０００円」を「１０万４，０００円」に、「１７万円」を「１７万４，０００円」に改め、同欄ウ（キ）中「１２万８，０００円」を「１３万１，０００円」

に、「21万3,000円」を「21万8,000円」に改め、同欄エ（イ）中「1万円」を「1万1,000円」に改め、同欄エ（エ）中「5万1,000円」を「5万2,000円」に、「8万5,000円」を「8万7,000円」に改め、同欄エ（オ）中「8万1,000円」を「8万3,000円」に、「13万5,000円」を「13万8,000円」に改め、同欄エ（カ）中「10万2,000円」を「10万4,000円」に、「17万円」を「17万4,000円」に改め、同欄エ（キ）中「12万8,000円」を「13万1,000円」に、「21万3,000円」を「21万8,000円」に改め、同号備考の欄3を削り、同欄4中「1棟の戸数」を「申請戸数」に改め、同欄4を同欄3とし、同欄5中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「左記ウ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額（共用部分を計算する評価方法による場合に限る。」を「（前記3の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額」に改め、同欄5を同欄4とし、同欄6中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「1の」を「一の」に改め、同欄6に後段として次のように加える。

この場合において、左記イ中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、前記3及び4中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

別表24の項第6号備考の欄6を同欄5とし、同欄7中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同欄7を同欄6とし、同項第7号事務の内容の欄中「第36条第1項」を「第31条第1項」に改め、同号額の欄ア中「1万8,000円」を「1万9,000円」に改め、同欄キ中「カに」を「クに」に改め、同欄キ（ア）中「12万2,000円」を「12万4,000円」に、「24万2,000円」を「24万7,000円」に改め、同欄キ（イ）中「15万3,000円」を「15万6,000円」に、「30万3,000円」を「30万9,000円」に改め、同欄キ（ウ）中「19万9,000円」を「20万2,000円」に、「39万1,000円」を「39万9,000円」に改め、同欄キ（エ）中「28万7,000円」を「29万3,000円」に、「55万8,000円」を「56万9,000円」に改め、同欄キ（オ）中「35万7,000円」を「36万4,000円」に、「68万7,000円」を「70万1,000円」に改め、同欄キ（カ）中「42万3,000円」を「43万2,000円」に、「81万2,000円」を「82万9,000円」に改め、同欄キ（キ）中「48万5,000円」を「49万5,

000円」に、「92万6,000円」を「94万6,000円」に改め、同欄キを同欄ケとし、同欄カ中「の基準」を「に掲げる基準」に改め、同欄カ（ア）中「4万7,000円」を「4万8,000円」に、「9万2,000円」を「9万4,000円」に改め、同欄カ（イ）中「6万円」を「6万2,000円」に、「11万7,000円」を「12万円」に改め、同欄カ（ウ）中「8万円」を「8万2,000円」に、「15万4,000円」を「15万8,000円」に改め、同欄カ（エ）中「13万3,000円」を「13万7,000円」に、「24万8,000円」を「25万6,000円」に改め、同欄カ（オ）中「17万6,000円」を「18万1,000円」に、「32万4,000円」を「33万4,000円」に改め、同欄カ（カ）中「21万2,000円」を「21万8,000円」に、「39万円」を「40万2,000円」に改め、同欄カ（キ）中「25万円」を「25万7,000円」に、「45万7,000円」を「47万1,000円」に改め、同欄カを同欄クとし、同欄オ（ア）中「5万9,000円」を「6万円」に、「11万6,000円」を「11万8,000円」に改め、同欄オ（イ）中「7万4,000円」を「7万6,000円」に、「14万6,000円」を「14万9,000円」に改め、同欄オ（ウ）中「9万8,000円」を「10万円」に、「19万1,000円」を「19万5,000円」に改め、同欄オ（エ）中「15万7,000円」を「16万1,000円」に、「29万8,000円」を「30万4,000円」に改め、同欄オ（オ）中「20万5,000円」を「20万9,000円」に、「38万2,000円」を「39万円」に改め、同欄オ（カ）中「24万5,000円」を「25万1,000円」に、「45万6,000円」を「46万6,000円」に改め、同欄オ（キ）中「28万7,000円」を「29万3,000円」に、「53万2,000円」を「54万3,000円」に改め、同欄オを同欄キとし、同欄エ中「ウに」を「エ及びオに」に改め、同欄エ（ア）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「3万6,000円」を「3万7,000円」に改め、同欄エ（イ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「7万3,000円」を「7万5,000円」に改め、同欄エ（ウ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「10万3,000円」を「10万5,000円」に改め、同欄エ（エ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「7万6,000円」を「7万7,000円」に、「14万5,000円」を「14万8,000円」に改め、同欄エ（オ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「10万9,000円」を「11万1,000円」に、「20万8,000円」を「21万2,000円」に改め、同欄エ（カ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「15万8,000円」を

「16万1,000円」に、「29万8,000円」を「30万5,000円」に改め、同欄エ（キ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「21万6,000円」を「22万円」に、「40万4,000円」を「41万3,000円」に改め、同欄エ（ク）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「28万2,000円」を「28万8,000円」に、「52万9,000円」を「54万1,000円」に改め、同欄エ（ケ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「32万9,000円」を「33万6,000円」に、「62万2,000円」を「63万5,000円」に改め、同欄エを同欄カとし、同欄ウ（ア）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「1万8,000円」を「1万9,000円」に改め、同欄ウ（イ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「1万8,000円」を「1万9,000円」に、「3万4,000円」を「3万6,000円」に改め、同欄ウ（ウ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「4万9,000円」を「5万1,000円」に改め、同欄ウ（エ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「3万8,000円」を「4万円」に、「7万1,000円」を「7万4,000円」に改め、同欄ウ（オ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「5万8,000円」を「6万1,000円」に、「10万6,000円」を「11万2,000円」に改め、同欄ウ（カ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「8万9,000円」を「9万3,000円」に、「16万円」を「16万9,000円」に改め、同欄ウ（キ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「12万7,000円」を「13万4,000円」に、「22万8,000円」を「24万1,000円」に改め、同欄ウ（ク）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「16万4,000円」を「17万3,000円」に、「29万5,000円」を「31万1,000円」に改め、同欄ウ（ケ）中「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「18万5,000円」を「19万6,000円」に、「33万6,000円」を「35万4,000円」に改め、同欄ウを同欄エとし、同欄エの次に次のように加える。

オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。）

（ア）申請戸数が1の場合 1万4,000円（新たに追加される建築物にあっては、2万8,000円）

（イ）申請戸数が1を超え5以下の場合 2万9,000円（新たに追加される建築物にあっては、5万5,000円）

（ウ）申請戸数が5を超え10以下の場合 4万1,000円（新たに追加される

建築物にあつては、7万8,000円)

(エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 5万8,000円 (新たに追加される建築物にあつては、11万円)

(オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 8万6,000円 (新たに追加される建築物にあつては、16万2,000円)

(カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 12万7,000円 (新たに追加される建築物にあつては、23万6,000円)

(キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 17万6,000円 (新たに追加される建築物にあつては、32万5,000円)

(ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 23万円 (新たに追加される建築物にあつては、42万6,000円)

(ケ) 申請戸数が300を超える場合 26万4,000円 (新たに追加される建築物にあつては、49万円)

別表24の項第7号額の欄イ中「ア」の次に「及びイ」を加え、「3万6,000円」を「3万7,000円」に改め、同欄イを同欄ウとし、同欄アの次に次のように加える。

イ 一戸建ての住宅(省令第10条第2号イ(1)及びロ(2)に掲げる基準又は同号イ(2)及びロ(1)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。) 1万4,000円 (新たに追加される建築物にあつては、2万8,000円)

別表24の項第7号備考の欄3を次のように改める。

3 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を左記エからカまでの区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記エ(ア)から(ケ)まで、オ(ア)から(ケ)まで又はカ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ掲げる額を合計した額(当該合計した額が、左記カ(ア)から(ケ)まで(当該建築物の住戸部分を左記エ及びオの区分により計算する評価方法による場合にあつては、左記オ(ア)から(ケ)まで)に掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあつては、当該額)とする。

別表24の項第7号備考の欄4中「ウ(ア)から(ケ)まで又はエ(ア)」を「エ(ア)から(ケ)まで、オ(ア)から(ケ)まで又はカ(ア)」に、「1棟の戸数に応

じそれぞれ掲げる額」を「申請戸数に応じそれぞれ掲げる額（前記3の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額）」に、「オ（ア）」を「キ（ア）」に改め、同欄5中「ウ（ア）から（ケ）まで又はエ（ア）」を「エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）」に、「1棟の戸数」を「申請戸数」に、「左記オ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額（共用部分を計算する評価方法による場合に限る。」を「（前記3又は4の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額）」に、「カ（ア）」を「ク（ア）」に、「キ（ア）」を「ケ（ア）」に改め、同欄6中「第34条第3項」を「第29条第3項」に、「1の」を「一の」に改め、同欄6に後段として次のように加える。

この場合において、左記エからカまでの規定中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、前記3から5までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。

別表24の項第7号備考の欄7中「第36条第2項」を「第31条第2項」に、「第35条第2項」を「第30条第2項」に改め、同項第8号及び第9号を次のように改める。

8 規則 第28条の 規定によ る求める 審査に対 する審査 （登録住 宅性能評 価機関が 法第30 条第1項 各号に掲 げる基準 に適合す ることを 証する書 面を	登録住宅性能評価機関による審査を受けた性能向上計画軽微変更該当証明書交付手数料	1 ア 一戸建ての住宅 2,000円 イ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分 （ア）申請戸数が1の場合 2,000円 （イ）申請戸数が1を超え5以下の場合 3,000円 （ウ）申請戸数が5を超え10以下の場合 5,000円 （エ）申請戸数が10を超え25以下の場合 9,000円 （オ）申請戸数が25を超え50以下の場合 1万5,000円 （カ）申請戸数が50を超え100以下の場合 2万6,000円 （キ）申請戸数が100を超え200以下の場合 4万1,000円 （ク）申請戸数が200を超え300以下の場合 5万2,000円 （ケ）申請戸数が300を超える場合 5万6,000円	1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。 2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。 3 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記イ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額及び左記ウ（ア）から（キ）までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した
---	---	---	--

添付する場合 その他 市長が 定める 方法に よる場 合に限 る。)		ウ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 3,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 5,000円 (ウ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 9,000円 (エ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 2万6,000円 (オ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 4万1,000円 (カ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 5万2,000円 (キ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 6万5,000円 エ 住宅以外の建築物 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 3,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 5,000円 (ウ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 9,000円 (エ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 2万6,000円 (オ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 4万1,000円 (カ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メ	額とする。 4 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記イ (ア) から (ケ) までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額 (前記3の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額) 及び左記エ (ア) から (キ) までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 5 法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、軽微な変更該当することを証する書面の交付申請に係る一の建築物 (変更が行われない建築物を除く。) ごとに算出した額を合計した額とする。この場合において、左記イ中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、前記3及び4中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。
---	--	---	--

			ートル以下のもの 5万2,000円 (キ)床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 6万5,000円	
9 規則第28条の規定による求める審査に対する審査（前号に掲げる場合を除く。）	登録住宅性能評価機関による審査を受けていない性能向上計画軽微変更該当証明書交付手数料	1 件につき	ア 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。） 5,000円 イ 一戸建ての住宅（省令第10条第2号イ（1）及びロ（2）に掲げる基準又は同号イ（2）及びロ（1）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。） 7,000円 ウ 一戸建ての住宅（ア及びイに掲げる住宅を除く。） 1万円 エ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第2号イ（2）及びロ（2）に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。） （ア）申請戸数が1の場合 5,000円 （イ）申請戸数が1を超え5以下の場合 9,000円 （ウ）申請戸数が5を超え10以下の場合 1万4,000円 （エ）申請戸数が10を超え25以下の場合 2万円 （オ）申請戸数が25を超え50以下の場合 3万円 （カ）申請戸数が50を超え100以下の場合 4万7,000円 （キ）申請戸数が100を超え200以下の場合 6万7,000円 （ク）申請戸数が200を超え300以下の場合 8万6,000円 （ケ）申請戸数が300を超える場合 9万8,000円 オ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分（省令第10条第	1 左記の「住戸部分」とは、直接人の居住の用に供する部分をいう。 2 左記の「共用部分」とは、住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の住戸部分以外の部分をいう。 3 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の住戸部分を左記エからカまでの区分のうち2以上の区分により計算する評価方法による場合の手数料の額は、左記エ（ア）から（ケ）まで、オ（ア）から（ケ）まで又はカ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請の各戸数に応じそれぞれ掲げる額を合計した額（当該合計した額が、左記カ（ア）から（ケ）まで（当該建築物の住戸部分を左記エ及びオの区分により計算する評価方法による場合にあっては、左記オ（ア）から（ケ）までに掲げる当該申請の全戸数に応じそれぞれ掲げる額を超える場合にあっては、当該額）とする。 4 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物の共用部分を計算する評価方法による場合の手数料の額

	2号イ (1) 及びロ (2) に掲げる基準又は同号イ (2) 及びロ (1) に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。) (ア) 申請戸数が1の場合 7,000円 (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 1万4,000円 (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 2万円 (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 2万9,000円 (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 4万3,000円 (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 6万3,000円 (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 8万8,000円 (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 11万5,000円 (ケ) 申請戸数が300を超える場合 13万2,000円 カ 一戸建ての住宅以外の住宅の住戸部分(エ及びオに掲げる住宅の住戸部分を除く。) (ア) 申請戸数が1の場合 1万円 (イ) 申請戸数が1を超え5以下の場合 1万9,000円 (ウ) 申請戸数が5を超え10以下の場合 2万7,000円 (エ) 申請戸数が10を超え25以下の場合 3万8,000円 (オ) 申請戸数が25を超え50以下の場合 5万5,000円 (カ) 申請戸数が50を超え100以下の場合 8万円 (キ) 申請戸数が100を超え200以下の場合 11万円 (ク) 申請戸数が200を超え300以下の場合 14万4,000円	は、左記エ(ア)から(ケ)まで、オ(ア)から(ケ)まで又はカ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額(前記3の規定の適用を受ける場合にあっては、当該規定により計算した額)及び左記キ(ア)から(キ)までに掲げる当該建築物の共用部分の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 5 一戸建ての住宅以外の住宅について、申請に係る建築物に住宅以外の建築物が含まれている場合の手数料の額は、左記エ(ア)から(ケ)まで、オ(ア)から(ケ)まで又はカ(ア)から(ケ)までに掲げる当該申請戸数に応じそれぞれ掲げる額(前記3又は4の規定の適用を受ける場合にあっては、これらの規定により計算した額)及び左記ク(ア)から(キ)まで又はケ(ア)から(キ)までに掲げる当該住宅以外の建築物の床面積に応じそれぞれ掲げる額を合計した額とする。 6 法第29条第3項の規定の適用を受ける場合の手数料の額は、軽微な変更該当することを証する書面の交付申請に係る一の建築物(変更が行われない建築物を除く。)ごとに算出した額を合計した額とす
--	---	---

		円 (ケ) 申請戸数が300を超える 場合 16万8,000円 キ 一戸建ての住宅以外の住宅の共用部分 (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 3万円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 3万8,000円 (ウ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 5万円 (エ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 8万円 (オ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 10万4,000円 (カ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 12万5,000円 (キ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 14万7,000円 ク 住宅以外の建築物(省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に掲げる基準を満たしていることを確認する場合に限る。) (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 2万4,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 3万1,000円 (ウ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 4万1,000円	る。この場合において、左記エからカまでの規定中「申請戸数」とあるのは「一の建築物の申請戸数」と、前記3から5までの規定中「申請に係る建築物」とあるのは「法第29条第3項に規定する申請建築物又は他の建築物」とする。
--	--	--	---

		(エ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 6万8,000円 (オ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 9万円 (カ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 10万9,000円 (キ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 12万9,000円 ケ 住宅以外の建築物(クに掲げる建築物を除く。) (ア) 床面積が300平方メートル以下のもの 6万2,000円 (イ) 床面積が300平方メートルを超え1,000平方メートル以下のもの 7万8,000円 (ウ) 床面積が1,000平方メートルを超え2,000平方メートル以下のもの 10万1,000円 (エ) 床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のもの 14万7,000円 (オ) 床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のもの 18万2,000円 (カ) 床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のもの 21万6,000円 (キ) 床面積が2万5,000平方メートルを超えるもの 24万7,000円	
--	--	--	--

別表に次のように加える。

25 宅 地造成 及び特 定盛土 等規制 法（昭 和36 年法律 第19 1号。 以下こ の項に おいて 「法」 とい う。） の施行 に關す る事務	法第1 8条第1 項に規定 する特定 工程に係 る宅地造 成に關す る工事 （法第1 5条第2 項の規定 により法 第12条 第1項の 許可を受 けたもの とみなさ れる工事 に係るも のに限 る。）の 中間検査 の申請に 對する審 査	宅地造 成中間 検査申 請手数料	1 件に つき	ア 盛土又は切土をする土地 の面積（以下この項において 「面積」という。）が1,000 平方メートル以下のもの 2,900円 イ 面積が1,000平方メートル を超え2,000平方メートル以 下のもの 3,400円 ウ 面積が2,000平方メートル を超え3,000平方メートル以 下のもの 4,000円 エ 面積が3,000平方メートル を超え2万平方メートル以下 のもの 5,700円 オ 面積が2万平方メートルを 超え4万平方メートル以下の もの 1万1,000円 カ 面積が4万平方メートルを 超え7万平方メートル以下の もの 2万3,000円 キ 面積が7万平方メートルを 超え10万平方メートル以下 のもの 4万円 ク 面積が10万平方メートル を超えるもの 5万7,000円	
---	--	---------------------------	---------------	--	--

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議第 29 号

各務原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

各務原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

各務原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成25年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第6号中「第21条第2項第1号」を「第22条第2項第1号」に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議第 3 0 号

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例について

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

配偶者に係る扶養手当を廃止する等のため、この条例を定めようとする。

各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例及び各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部を改正する条例

(各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第1条 各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる。

第11条の2第2項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第18条中「、第5条の2」を削り、「若しくは」を「又は」に改め、「、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条」を削り、同条に次の1項を加える。

2 第5条、第5条の2及び第14条の規定は、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）第5条の規定により採用された職員には適用しない。

(各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正)

第2条 各務原市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第15条中「、第5条の2」を削る。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第1条中各務原市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第5条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げる改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

議第 3 1 号

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

建設業法施行令の一部改正に伴い、関係規定を整備するため、この条例を定めようとする。

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

各務原市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例（令和6年条例第58号）の一部を次のように改正する。

第4条に1号を加える改正規定並びに第5条第2号、第4号及び第5号を改め、同条に2号を加える改正規定中「第34条第1項」を「第37条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 3 2 号

工事請負契約の変更について

大塚山緑地法面对策工事の請負契約（令和 6 年 8 月 2 9 日各務原市議会議決）中「5 0 0，5 0 0，0 0 0 円」を「6 0 5，9 3 5，0 0 0 円」に変更するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

議第 33 号

財産の取得について

次のとおり財産を取得するものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

1 取得する物件

小中学校校務用パソコン等

(内訳)

品 名	数 量
ノートパソコン本体	985 台
A3 モノクロ LED プリンタ	27 台
その他周辺機器	一式

2 取得の方法 一般競争入札

3 取得の価格 164,941,040 円

4 取得の相手方 愛知県名古屋市中区丸の内 3 丁目 23 番 20 号

株式会社大塚商会 中部支社

支社長 上 村 親 志

議第 3 4 号

損害賠償の額を定めることについて

損害賠償の額を次のとおり定めるものとする。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

- | | |
|------------|--|
| 1 損害賠償の額 | 4 9 , 5 9 5 , 7 4 4 円 |
| 2 損害賠償の相手方 | 東京都千代田区丸の内 3 丁目 4 番 1 号
株式会社 J E C C
営業統括本部長 飯 倉 義 一 |

3 損害賠償の事由

地方公共団体情報システム標準化の対象となった戸籍システム及び戸籍附票システムをクラウド環境に移行することに伴い、戸籍総合システム 4 市共同利用機器・ソフトの賃貸借契約の一部を契約期間中に解約することとなったため、当該契約の相手方に対し契約終了弁済金を支払うもの

議第 3 5 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

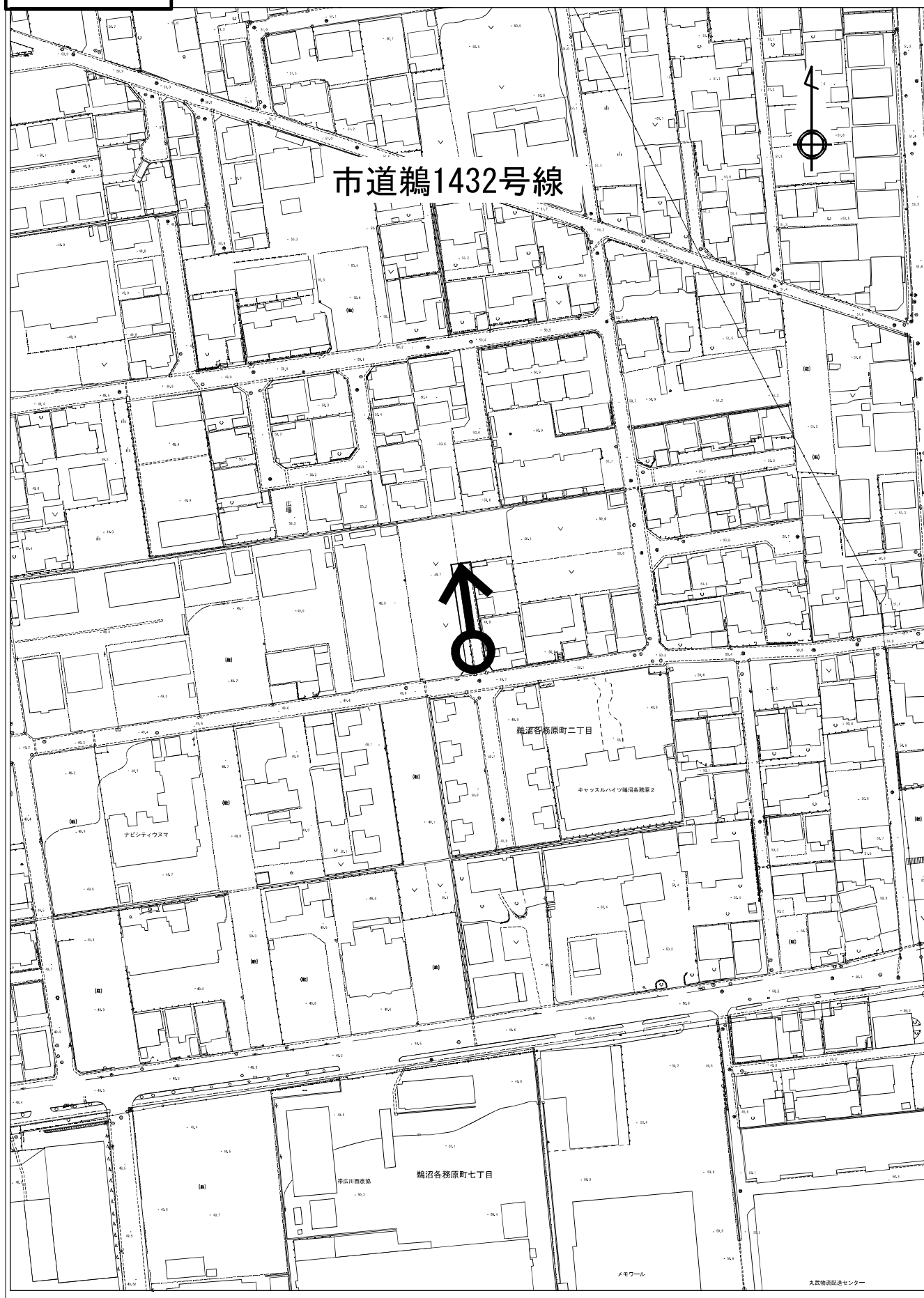
令和 7 年 3 月 6 日提出

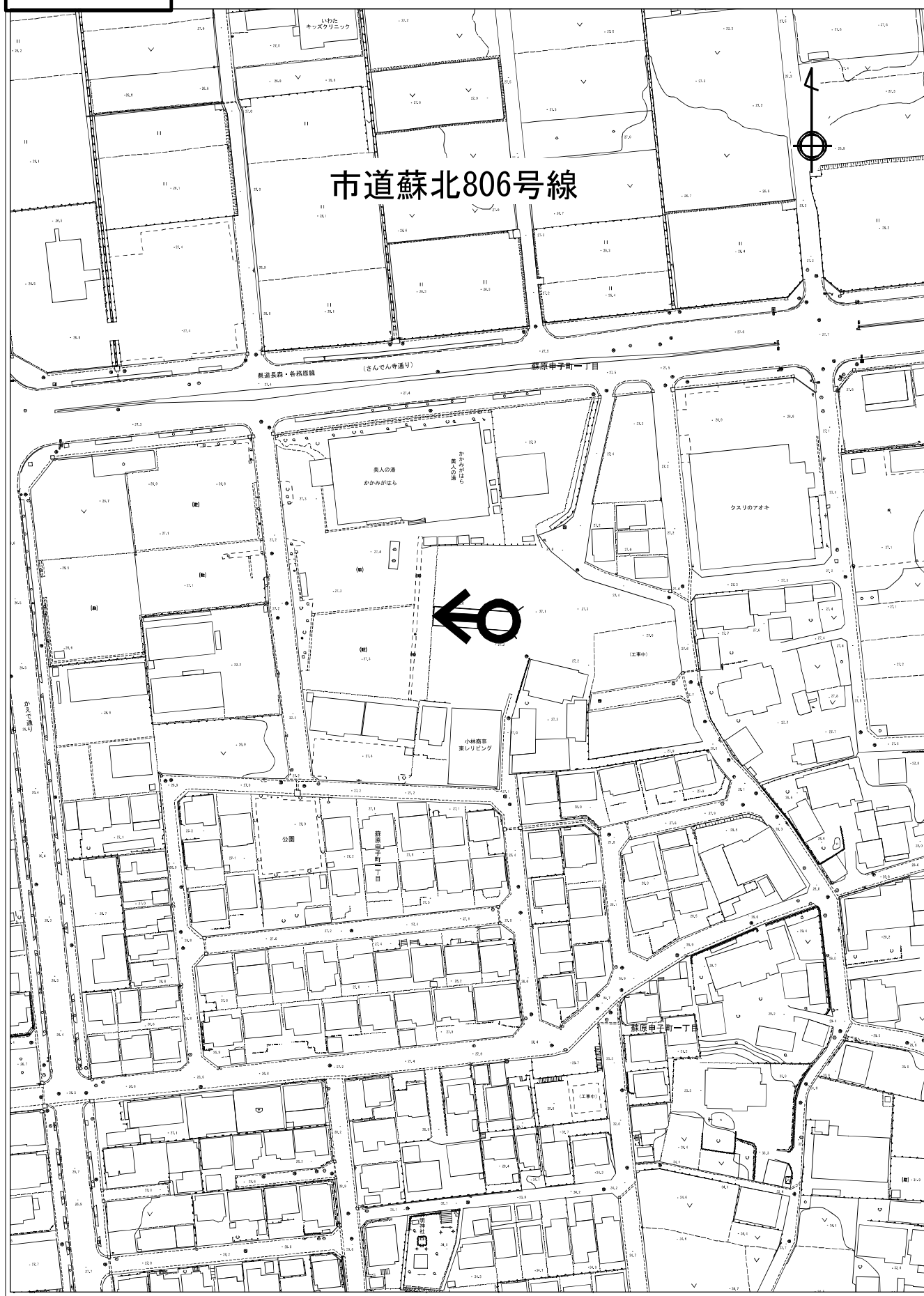
各務原市長 浅 野 健 司

提案理由

開発行為により設置された道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 鵜 1 4 3 2 号線	各務原市鵜沼各務原町 2 丁目 1 5 8 番 1 3 地先から	
	各務原市鵜沼各務原町 2 丁目 1 5 8 番 1 1 地先まで	
市道 蘇北 8 0 6 号線	各務原市蘇原申子町 1 丁目 1 番 1 2 地先から	
	各務原市蘇原申子町 1 丁目 1 番 1 1 地先まで	





議第 36 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 8 条第 2 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

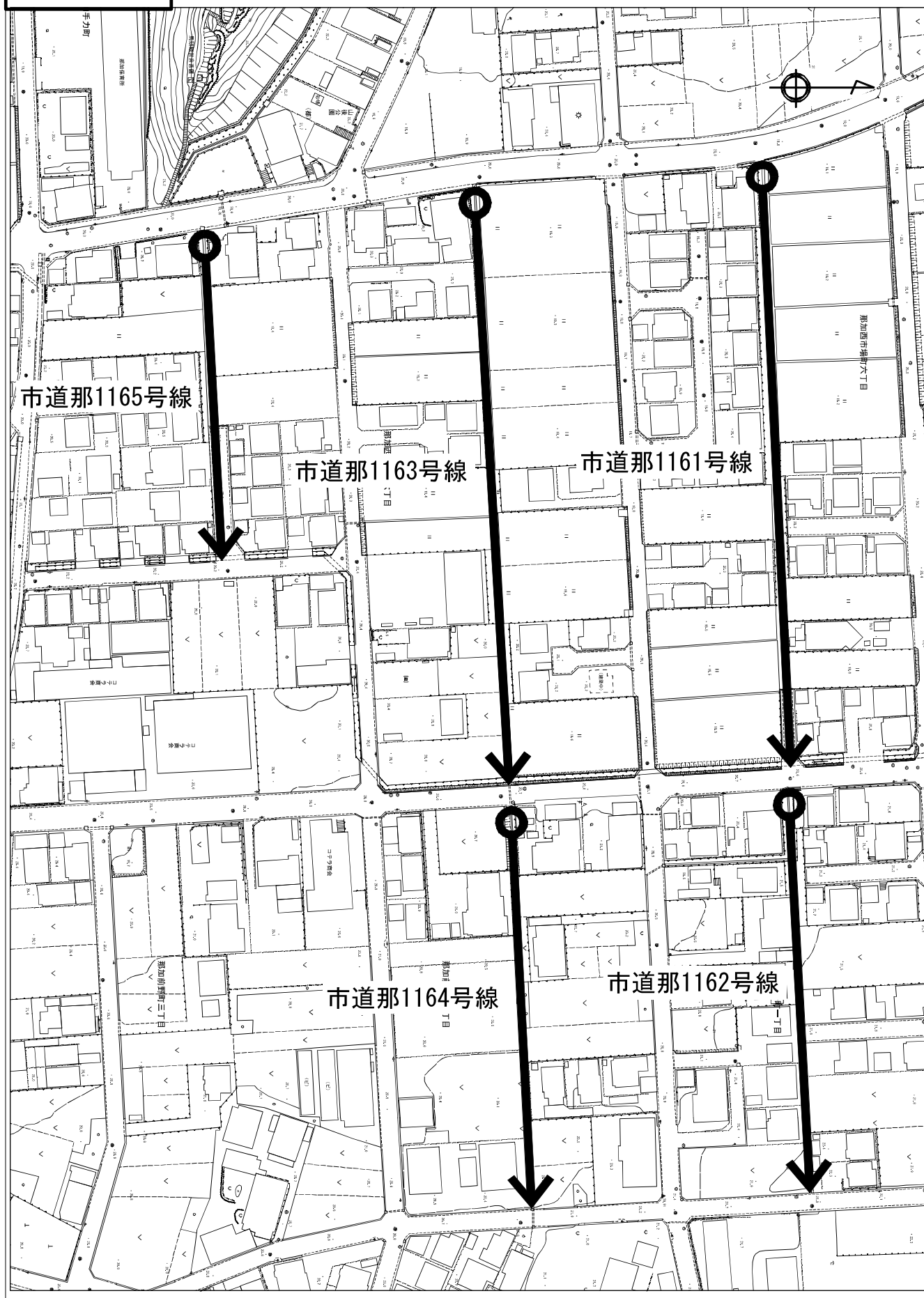
令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅野 健 司

提案理由

地区計画道路を市道として認定しようとする。

路線名	起 点	重要な 経過地
	終 点	
市道 那 1 1 6 1 号線	各務原市那加西市場町 6 丁目 7 8 番 1 地先から	
	各務原市那加西市場町 6 丁目 7 0 番 6 地先まで	
市道 那 1 1 6 2 号線	各務原市那加前野町 1 丁目 8 2 番 地先から	
	各務原市那加前野町 1 丁目 7 5 番 3 地先まで	
市道 那 1 1 6 3 号線	各務原市那加西市場町 6 丁目 9 6 番 地先から	
	各務原市那加西市場町 6 丁目 8 8 番 地先まで	
市道 那 1 1 6 4 号線	各務原市那加前野町 1 丁目 1 0 0 番 地先から	
	各務原市那加前野町 1 丁目 9 3 番 地先まで	
市道 那 1 1 6 5 号線	各務原市那加西市場町 6 丁目 1 3 2 番 地先から	
	各務原市那加西市場町 6 丁目 1 2 8 番 1 1 地先まで	



議第 37 号

各務原市副市長の選任について

各務原市副市長に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市下切町※※※※※※※※※※

氏 名 磯 谷 均

生年月日 昭和 31 年※※月※※日

提案理由

各務原市副市長磯谷均氏の任期が 3 月 31 日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第 38 号

各務原市監査委員の選任について

各務原市監査委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市各務西町※※※※※※※※※

氏 名 五 島 浩 利

生年月日 昭和 27 年※※月※※日

提案理由

各務原市監査委員五島浩利氏の任期が 4 月 1 日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第 39 号

各務原市公平委員会委員の選任について

各務原市公平委員会委員に次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 岐阜市江川町※※※※※※※※※※※※

氏 名 森 川 幸 江

生年月日 昭和 22 年※※月※※日

提案理由

各務原市公平委員会委員森川幸江氏の任期が 3 月 31 日に満了するため、再び同氏を選任しようとする。

議第40号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和7年3月6日提出

各務原市長 浅野 健 司

住 所 各務原市那加西市場町※※※※※※※

氏 名 赤 座 廣 之

生年月日 昭和28年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、赤座廣之氏を任命しようとする。

議第 4 1 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加浜見町※※※※※※※※

氏 名 今 尾 英 子

生年月日 昭和 3 7 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、今尾英子氏を任命しようとする。

議第 4 2 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市川島河田町※※※※※※※※

氏 名 岩 田 勝 則

生年月日 昭和 2 9 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、岩田勝則氏を任命しようとする。

議第 4 3 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市松本町※※※※※※※※※※

氏 名 荻 谷 次 子

生年月日 昭和 2 7 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、荻谷次子氏を任命しようとする。

議第 4 4 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市鵜沼各務原町※※※※※※※

氏 名 後 藤 奈 々

生年月日 昭和 5 2 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、後藤奈々氏を任命しようとする。

議第 4 5 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加楠町※※※※※※※※※

氏 名 橋 本 涼

生年月日 昭和 6 1 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、橋本涼氏を任命しようとする。

議第 4 6 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市蘇原大島町※※※※※※※※

氏 名 横 山 京 子

生年月日 昭和 2 7 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員に、横山京子氏を任命しようとする。

議第 4 7 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市蘇原伊吹町※※※※※※※※

氏 名 河 合 正 嘉

生年月日 昭和 2 1 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員河合正嘉氏の任期が 4 月 2 6 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 48 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市蘇原坂井町※※※※※※※※

氏 名 小 林 始

生年月日 昭和 22 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員小林始氏の任期が 4 月 26 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 4 9 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市鵜沼三ツ池町※※※※※※※

氏 名 櫻 井 千 佳 子

生年月日 昭和 4 9 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員櫻井千佳子氏の任期が 4 月 2 6 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 5 0 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市鵜沼羽場町※※※※※※※※

氏 名 土 屋 輝 男

生年月日 昭和 2 2 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員土屋輝男氏の任期が 4 月 2 6 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 5 1 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市鵜沼古市場町※※※※※※※

氏 名 阿 部 治 徳

生年月日 昭和 3 0 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員阿部治徳氏の任期が 4 月 2 6 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 5 2 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加浜見町※※※※※※※※

氏 名 小 島 健 司

生年月日 昭和 3 5 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員小島健司氏の任期が 4 月 2 6 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 5 3 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市蘇原飛鳥町※※※※※※※※

氏 名 藤 井 皆 夫

生年月日 昭和 2 4 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員藤井皆夫氏の任期が 4 月 2 6 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 5 4 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市那加長塚町※※※※※※※※

氏 名 浅 野 諭 孝

生年月日 昭和 2 6 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員浅野諭孝氏の任期が 4 月 2 6 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 5 5 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市小佐野町※※※※※※※※※

氏 名 岩 井 孝 朗

生年月日 昭和 3 5 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員岩井孝朗氏の任期が 4 月 2 6 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 56 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市各務おがせ町※※※※※※※

氏 名 後 藤 善 美

生年月日 昭和 21 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員後藤善美氏の任期が 4 月 26 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 57 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市前渡東町※※※※※※※※※

氏 名 永 井 博 幸

生年月日 昭和 26 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員永井博幸氏の任期が 4 月 26 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 58 号

各務原市農業委員会委員の任命について

各務原市農業委員会委員に次の者を任命したいので、議会の同意を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市須衛町※※※※※※※※※※

氏 名 早 川 信 司

生年月日 昭和 26 年※※月※※日

提案理由

各務原市農業委員会委員早川信司氏の任期が 4 月 26 日に満了するため、再び同氏を任命しようとする。

議第 59 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市川島河田町※※※※※※※※

氏 名 長 谷 部 健 治

生年月日 昭和 33 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員廣井治美氏の任期が 6 月 30 日に満了するため、その後任の候補者に長谷部健治氏を推薦しようとする。

議第 6 0 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市尾崎南町※※※※※※※※※

氏 名 臼 井 喜 久 枝

生年月日 昭和 3 3 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員臼井喜久枝氏の任期が 6 月 3 0 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

議第 6 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

人権擁護委員候補者として次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和 7 年 3 月 6 日提出

各務原市長 浅 野 健 司

住 所 各務原市蘇原青雲町※※※※※※※※

氏 名 梶 川 清 美

生年月日 昭和 3 2 年※※月※※日

提案理由

人権擁護委員梶川清美氏の任期が 6 月 3 0 日に満了するため、再び同氏をその候補者に推薦しようとする。

